

総務建設常任委員会

平成30年6月22日

葛城市議会

総務建設常任委員会

1. 開会及び閉会 平成30年6月22日（金） 午前9時30分 開会
午後2時50分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

| | |
|------|-------|
| 委員長 | 下村正樹 |
| 副委員長 | 岡本吉司 |
| 委員 | 吉村始 |
| 〃 | 松林謙司 |
| 〃 | 川村優子 |
| 〃 | 増田順弘 |
| 〃 | 吉村優子 |
| 〃 | 西川弥三郎 |

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員

| | |
|----|------|
| 議員 | 杉本訓規 |
| 〃 | 梨本洪珪 |
| 〃 | 谷原一安 |
| 〃 | 内野悦子 |

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

| | |
|--------|------|
| 市長 | 阿古和彦 |
| 副市長 | 松山善之 |
| 企画部長 | 飯島要介 |
| 企画政策課長 | 高垣倫浩 |
| 〃 補佐 | 吉田和裕 |
| 人事課長 | 前村芳安 |
| 情報推進課長 | 板橋行則 |
| 総務部長 | 吉村雅央 |
| 総務財政課長 | 内蔵清 |
| 〃 補佐 | 中文子 |
| 〃 補佐 | 堀川雅樹 |
| 〃 補佐 | 西川修 |
| 管財課長 | 早田幸介 |

| | | |
|--------|----|---------|
| 〃 | 補佐 | 木 下 雅 敏 |
| 生活安全課長 | | 竹 本 淳 逸 |
| 〃 | 補佐 | 植 田 和 明 |
| 〃 | 補佐 | 村 田 真 也 |
| 税務課長 | | 米 田 匡 勝 |
| 〃 | 補佐 | 椿 本 真 司 |
| 収納促進課長 | | 和 田 善 弘 |
| 産業観光部長 | | 池 原 博 文 |
| 農林課長 | | 芝 浩 文 |
| 商工観光課長 | | 吉 田 賢 二 |
| 都市整備部長 | | 増 井 良 之 |
| 建設課長 | | 松 本 秀 樹 |
| 〃 | 補佐 | 福 井 敏 秀 |
| 〃 | 補佐 | 西 川 直 孝 |
| 都市計画課長 | | 安 川 博 敏 |
| 〃 | 補佐 | 奥 田 雅 彦 |

6. 職務のため出席した者の職氏名

| | |
|------|---------|
| 事務局長 | 中 井 孝 明 |
| 書 記 | 吉 村 浩 尚 |
| 〃 | 高 松 和 弘 |
| 〃 | 山 岡 晋 |

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

- 議第33号 市道の認定について
- 議第34号 市道の変更について
- 議第35号 葛城市防災行政無線施設条例の一部を改正することについて
- 議第36号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 議第39号 葛城市ラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築の規制に関する条例の一部を改正することについて
- 議第15号 訴えの提起について (平成29年10月30日付け葛監第51号の勧告1関係)
- 議第16号 訴えの提起について (平成29年10月30日付け葛監第51号の勧告2関係)
- 議第41号 訴えの提起について (平成29年10月30日付け葛監第51号の勧告3関係)
- 議第42号 反訴の提起について
- 議第40号 平成30年度葛城市一般会計補正予算(第1号)の議決について

調 査 案 件 (所管事項の調査)

- (1) 尺土駅前周辺整備事業に関する事項について
- (2) 国鉄・坊城線整備事業に関する事項について
- (3) 行財政改革に関する事項について
- (4) 公共バスの運行について

開 会 午前9時30分

下村委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設常任委員会を開会いたします。

梅雨時分のきょうは、その中間ということで、本当に日本日和といたしますか、きょうはいい天気に、あすはどうも雨天らしいですけれども、毎日毎日、6月議会ということで、委員会なり協議会なりやってますけれども、きょうも総務建設常任委員会ということで、いろんな議題がございますけれども、最後までよろしくお願い申し上げます。

また、発言される場合は、必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いいたします。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

なお、審査の順番につきましては、お手元に配付の次第のとおりとさせていただきます。

ここでお諮りいたします。

議第33号、市道の認定について、及び議第34号、市道の変更について、以上の2議案につきましては、一括議題、一括質疑とし、討論・採決は1議案ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。よって、そのように委員会を運営することに決定いたしました。

それでは、議第33号及び議第34号の2議案を一括議題といたします。

本2議案につき、提案者の内容説明を求めます。

増井都市整備部長。

増井都市整備部長 おはようございます。都市整備部長の増井でございます。

ただいま上程されております議第33号、市道の認定について、まずご説明を申し上げます。本案につきましては、道路用地をご寄附いただきましたことに伴いまして、道路を新設し、柿本7号線として市道認定するものと、その他2路線につきましては、分譲住宅の開発に伴い市が帰属を受けた通り抜けできる道路を市道認定するものでございます。箇所図につきましては、議案書の16ページから18ページとなっております。

まず、16ページ、柿本7号線でございますが、延長111.8メートル、幅員5.5メートルとなっております。17ページの方、南花内10号線、延長108.4メートル、幅員が6メートルから13メートルでございます。議案書の18ページ、北道穂8号線でございますが、延長171.6メートル、幅員が6メートルから13メートルとなっております。

続きまして、議第34号、市道の変更につきましてご説明をさせていただきます。今回、変更する部分が県有地であるものの、県道の管理区域外であるため、県と協議した結果、道路の形態等から県道として管理するより市道として管理する方が適しているという結論になったため、既に認定している市道の一部区間を廃止し、終点を変更するものでございます。地図の方は議案書の20ページ及び21ページとなっております。

路線名は南花内4号線、延長につきましては206.3メートルを218.3メートルに変更するも

のでございます。地図の左側、20ページが変更前、21ページが変更後となっております。終点を県道に向けて左折させて変更するものとなっております。

説明の方は以上とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

下村委員長 説明ありがとうございます。

先ほど、私、委員外議員の紹介をとばしましたので、紹介させていただきます。どうも済みません。内野議員、梨本議員、谷原議員、杉本議員、4名の議員が委員外議員として出席してもらっております。どうも済みませんでした。

それでは、今の増井都市整備部長の説明に対しての質疑ですね。

質疑はございませんか。

増田委員。

増田委員 2点、お伺いをいたします。先ほどご説明ございましたように、寄附をしていただいて市道に変更すると、それ以外の道路に通り抜けをすることができるようになったと、こういうご説明でございます。まず議第33号ですね。開発されておるところの道路の中でも、行きどまりとか書いてる道と、市道に変更された道路と見分けといいますか、市道に変わったことによって、その道路に何らかの目印といいますか、市道であるという明記みたいなものがされるのかどうか、見分けがつくのかどうかですね。その辺のところをちょっとお聞きします。

それから、議第34号につきましてでございますけれども、一部この左に曲がったこの部分、これが市道になる。もとはここで途切れてたというふうに解釈させていただいていいかと思うんですけれども、つながってない部分の変更部分は、もともとどういう道路が今、市道に変わったのか、その辺のところもお尋ねをいたします。

下村委員長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 都市整備部長の増井でございます。ただいまの増田委員の御質問にお答えさせていただきますと思います。

まず、通り抜けできるもの、市道認定をして何か目印をしてわかるのかというところでございますが、市道認定をしたからといって、国道とか県道みたいに標識があるわけではございませんので、うちが管理しております道路台帳で明記をするだけという形になりますので、見た目にはわからないというのが現状でございます。

そして、議第34号の変更部分でございます。こちらにつきましては、従来は、この県道寺口北花内線が改良されるまでの区間につきましては、現在、直線の線路手前でとまっておりますが、こちらに踏切がございまして渡れるように昔はなっておったというところがございます。その後、県道の改良工事に伴いまして、踏切が廃止され、県道側に拡幅した踏切が新設されておるというところがございます。

従来、今、左側に折れてる矢印の部分でございますが、こちらの方の敷地につきましては、県道の改良に伴いまして県が所有者となっておったところがございます。現在も土地は県の所有地となっておりますが、道路の形態上、県の管理ではなく市で管理していただいた方がいいという県との協議の中、今回、市道の認定の変更をするという形になったものでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたしたいと思っております。

以上でございます。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようであれば、これより討論・採決に入りますが、討論・採決は1議案ごとに行います。

まず、議第33号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第33号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第33号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第34号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第34号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第34号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第35号、葛城市防災行政無線施設条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉村総務部長。

吉村総務部長 おはようございます。総務部の吉村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま上程になっております議第35号、葛城市防災行政無線施設条例の一部を改正することについてご説明をさせていただきます。議案書は22ページ、23ページでございます。

今回の改正につきましては、平成29年12月議会定例会で議決いただきました防災行政無線施設条例の一部を改正する条例の附則第2項に基づき、準備行為として各ご家庭に戸別受信機を設置してまいりましたが、さまざまなお意見をいただき、本当に必要なところに戸別受信機が配置できるよう努めてまいりました。改正条例施行後におきましても、同様の場合に、

必要な箇所に無償貸与で設置できるよう改正するものでございます。

それでは、お手元にお配りさせていただいております新旧対照表という資料がございますので、それを用いてご説明させていただきたいと思っております。この表の左側が改正前、すなわち旧でございます。そして、右側が改正後、新となっております。赤色のアンダーラインの部分が改正部分といったまとめ方をさせていただいております。

それでは、2ページをごらんください。第6条でございますが、改正前、左側をごらんください。第1項で無償貸与についての規定をいたしております。それから、第2項で有償譲渡できる場合を規定いたしておるところでございます。次に、第3項に市長の承認が必要ということを記載しておるわけでございますが、今回の改正につきましては、この第3項を1項ずらします。第2項の次に、新たに第3項といたしまして、もともとの第2項第2号、事業所等に設置する場合、それから、第3号、その他、市長が必要と認めた場合といった規定で有償譲渡することができるという規定でございましたが、こちらの部分について、第3項で、要は第2項の第2号、第3号の規定に該当する場合のうち、市長が特別の理由があると認めるときは戸別受信機を無償で貸与することができるという規定を追加いたすものでございます。

次の、改正後の第4項でございますが、先ほど申し上げたとおり、この第3項を追加したことによりまして項がずれて、前2項を前3項に改めるものでございます。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するというふうに規定をいたしておるところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

下村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 この条例が変わったということで、第3項に、前項第2号及び第3号の規定に該当する場合のうち、市長が特別の理由があると認めるときと、このようにありますけれども、具体的に、特別の理由というのはどういう場合か、ちょっとお示し願えますか。

下村委員長 竹本生活安全課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本です。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの松林委員の質問に対しまして、第2号、第3号で市長が特別に認める場合というのは、先ほどもご説明させていただきましたように、12月の条例改正を受けて準備行為として進めてきた中でも、第1項、第2項では、無償貸与するのは、住民基本台帳に記載されている世帯に1台を無償で貸与とするものでございますが、それ以外にも、公共施設等にも設置していく中でございますが、住民登録をしている世帯を基本とする中で、住民登録ができない、DV被害等により……。

下村委員長 松山副市長。

松山副市長 失礼いたしました。不十分な説明で申しわけございません。

もともと、例えば、西川委員ほかには皆様からご意見を賜っておりましたように、私立の保

育所でありますとか、高齢者施設等の住居に準じるところについては、これは形式は事業所でございますので、このままの規定では有償で設置をするということになっておりまして、こういったところについても適切にといいますか、こういったところについては無償で配置できるようにしていこうということで、あわせて条例改正を行ったものでございます。

なお、この内容につきましては、基本的には基準として内部で設置の要綱を設けておるところでございまして、公平適切に運用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

下村委員長 松林委員。

松林委員 条例が変わったことにより、今まで有償で譲渡されていたものが無償になるということで、今まではお金を払って譲り受けていたものが、今からは、市長が認めた場合により無償でということですが、今までは払っていた人が、規定が変わった後に、今からはお金は要りませんよと、こうなったら不公平とかそういうものは生じないのかという、そこら辺のところをちょっとお尋ねしたいんですけども。

下村委員長 松山副市長。

松山副市長 多分、そのご質問をなさったときに、そういったことをご心配なさっているのかと思いつながらお聞きをしておったわけですが、基本的には、これは住民基本台帳で言います世帯に対して、1個ずつ配布をさせていただく、これは無償でございます。それ以外に、もともと旧當麻町、旧新庄町で形式も違い、多少配布の方法も違ったわけですが、今申しあげましたような施設につきましては、無償で設置をしておったところでございます。なお、こういった意味でのお問い合わせではないかもしれませんが、そういったその取扱いが不公平にならないように、そこはしっかりと、手続として、市長が特に認めた場合という手続を条例の表現としては盛り込んでございますが、公平な運用をしていきたいといったことでやらせていただきたいと存じます。

以上でございます。

下村委員長 ほかにございませんか。

増田委員。

増田委員 説明を受けまして、ちょっと気になるところを1点だけお尋ねします。

無償になるということでございます。無償になるということで、新たに当初の予算を上回る費用が発生するということになるんですけども、対象となる高齢者施設、それから私立の保育所等の、対象となる無償で貸与する施設の数、台数ですね。どのぐらいに今なっておるのか、お尋ねをいたします。

下村委員長 今わかりますか。

竹本生活安全課長。

竹本生活安全課長 具体的に、今、資料を持ってこなかったんであれなんですけど、私立保育所につきましては、保育所3園と、福祉施設につきましては、特別養護老人ホーム2カ所と、あと知的障がい者施設等での滞在型施設で1カ所、あとグループホーム等で7カ所。具体的な数字が、ちょっと持ってこなかったんで、そのあたり、滞在型施設としてグループホーム、入所

施設等の施設として設置、あと福祉避難所として指定した施設についても無償貸与ということ
とで設置させていただいております。

以上でございます。

下村委員長 増田委員。

増田委員 まだ具体的に確定してないということでございますけども、要するに、この対象となる施設は具体的にどことどことどこやってということがまだ特定されてないという状況やというふうに理解していいんですかね。

下村委員長 竹本生活安全課長。

竹本生活安全課長 済みません、具体的な数字を持ってないだけで、先ほども言いました滞在型施設として特別養護老人ホームなり、知的障がい者等の入所型施設と入居されるグループホーム等の施設と福祉施設、福祉避難所としての施設、そういったものを滞在型施設として設置をさせていただいております。ちょっと具体的な数字が今手元になくて申しわけございません。

下村委員長 また後でその資料を出してもらおうということでもよろしいでしょうか。今、余りはつきりしないので。そういうことで、後でまた資料を出してください。よろしくお願いします。ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第35号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第35号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第36号、葛城市税条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部長の吉村でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま上程になっております議第36号、葛城市税条例の一部を改正することについてご説明を申し上げたいと思います。議案書の25ページをごらんいただきたいと思います。

今回の葛城市税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の改正に伴いまして所要の改正を行うものでございます。改正内容につきましては、固定資産税の償却資産に係る改正で、わがまち特例について定める規定等ございまして、根拠となる法律の施行期

日が政令に委任されております関係で2条建ての改正となっております。

それでは、本日追加でお配りいたしておりますA4版で3枚物の資料によりまして、今回の改正の概要を説明させていただいた後に、先にお配りさせていただいております新旧対照表を用いましてご説明を申し上げたいというふうに思います。

まず、本日配付させていただいております資料の1ページをごらんください。標題といたしまして、タイトルに葛城市税条例の一部を改正する条例（第1条関係）というふうに記載をしている資料でございます。1番左側に対象となる施設名を縦に並べてございます。

それから、その右でございますが、改正前の地方税法の条項及び市税条例で規定しておりました条項と、その右側、国が示しておりました参酌基準、それからその右側、参酌した結果、市税条例に規定しております特例率を記載しておりました、右側の欄に移っていただきますと、地方税法改正後と記載しておるところでございますが、改正後の地方税法の該当する条項及び市税条例に規定する条項を規定しております。それから、その右側でございますが、国が示しております参酌基準、それから参酌した結果、市税条例に規定しようとする特例率を右端に記載をした表となっております。

参考に、この表の見方をご説明いたしますと、まず1つ目の施設名等のすぐ下でございますが、汚水または廃液の処理施設の行をごらんいただければと思います。左側の地方税法改正前の列でございますが、改正前に規定されておりました根拠法令といたしまして、地方税法附則第15条第2項第1号に規定をされておると。市税条例の附則第10条の2、第1項に定めておったものでございまして、その右の列に移っていただきますと、その当時、地方税法で定められておりました参酌基準並びにその範囲をあらわしてございます。そこが3分の1を参酌し、6分の1以上2分の1以下の範囲内で市町村の条例で定めるということが規定をされていったということでございます。その右側に行っていただきますと、市税条例で国が指し示しておりました参酌基準を採用し、3分の1という割合を定めているということをお知らせした表でございます。

それが改正後どうなるかということで、表の右側に移っていただきまして、地方税法改正後の列でございますけれども、同じく改正後に規定されました根拠法令といたしまして、地方税法、それから市税条例のそれぞれの根拠規定を示してございます。たまたまこの汚水または廃液の処理施設につきましては、地方税法、市税条例とも条項は変更ございません。

その右の列に移っていただきまして、地方税法の改正による改正後の軽減割合の範囲と参酌基準を書いてございます。こちらが参酌基準2分の1を参酌して、3分の1以上3分の2以下の範囲で市町村の条例で定めるというところが変更されたところでございます。

その右側、市税条例で定める割合でございますが、この改正を受けまして、国が指し示しております参酌基準、こちらを参酌した結果、2分の1とする旨をあらわしております。

以下の行につきましては、それぞれこのような形で地方税法が改正されたことに伴いまして、それぞれ特例率を規定するというところになっていくわけでございますが、太陽光発電設備等、以下、風力発電設備、水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備と、こういった再生可能エネルギーの発電設備につきましては、出力規模に応じて細分化をされてござ

います。いずれも本市における対象となる事例が今のところなく、政策的にも積極的に推進を図るものではないとの判断から、国の参酌基準どおりの軽減率を適用するという一方で、その参酌基準を採用したものでございます。

2枚目の資料に移っていただきますと、タイトルに葛城市税条例の一部を改正する条例（第2条関係）というふうに記載しているものでございます。こちらは生産性向上特別措置法の説明用の資料となっております。こちらは中小企業庁のホームページからの抜粋でございます。この資料の2段目、生産性向上特別措置法案における主な措置事項という部分をごらんいただきたいと思っております。ここの下から2行でございます。国の新しい経済政策パッケージの中で、今後3年間を生産性革命の集中投資期間とし、中小企業者の生産性の向上を図る目的で生産性向上特別措置法が平成30年5月16日に成立をいたしましたところでございます。

これを受けまして、地方税法の一部を改正する法律におきましても、償却資産課税における課税標準額の特例を設けられ、市町村の条例で2分の1からゼロの間で定めることとなっております。この資料の右下、中小企業の生産性向上のための設備投資の促進というところに、そういった固定資産税の課税標準3年間ゼロから2分1というところも記載をされております。

3枚目が、それをちょっと大きな字でコンパクトにまとめたもの、これも中小企業庁のホームページの抜粋でございますが、こういったことで、まず国の生産性向上特別措置法案を受けて、導入促進指針を国の方で策定されます。それにのっとった形で市町村が導入促進基本計画を策定する。中小企業者様は先端設備等導入計画を策定していただき、市町村が策定する導入促進基本計画に沿った内容であるという認定を受けられた場合に、この課税標準の特例を受けられるということでございます。概要は以上でございます。

それでは、これよりは新旧対照表に基づきまして、順次説明をさせていただきたいと思っております。先ほどもご説明いたしましたが、新旧対照表、この左側が改正前、すなわち旧でございます。そして右側が改正後、新となっております。赤色のアンダーラインの部分が改正部分といったまとめ方をさせていただいております。

それでは、最初に1ページをごらんいただきたいと思っております。この最初のページ、表題で、葛城市税条例附則新旧対照表（第1条）というふうに記載してございます。その附則第10条の2につきましては、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合についての規定でございます。先ほども表の説明でさせていただいたとおり、第1項におきましては、汚水または廃液の処理施設の規定について、法附則第15条第2項第1号において、参酌基準が3分の1から2分の1に改正となっておりますので、2分の1と規定するものでございます。

次に、第3項でございます。こちらはもともと土壤汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設の規定でございます。こちらは法附則で廃止をされたことに伴いまして削除をいたすものでございます。

続きまして、改正前の第4項につきましては、法附則第2項中の号ずれによる規定の整備でございます。

次に、改正前の第5項、改正後の第4項になりますが、こちらが雨水貯留浸透施設の規定

でございます。法附則第15条第8項の改正に伴いまして、参酌基準が3分の2から4分の3になったことを受けて、4分の3と規定するものでございます。

次に、旧の第6項及び第7項は、先に申し上げました第3項を削除したことから、それぞれ第5項、第6項とする項ずれでございます。なお、改正後の第6項から第15項の部分につきましては、先ほどの表で細分化されたと申し上げた再生可能エネルギー発電設備に関する特例につきまして、それぞれ規定をしておるものでございまして、ちょっと前後いたしますので、それぞれの発電設備ごとに説明を申し上げる方がわかりやすいかと思っておりますので、ご容赦いただきたいと思います。

改正前の第7項、改正後の第6項及び第11項でございます。こちらは太陽光発電設備についての規定でございます。改正後の第6項でございますが、改正前は出力にかかわらず3分の2という規定でございましたが、改正後は出力1,000キロワット未満の発電設備とされ、改正後の新設第11項では、出力1,000キロワット以上の発電設備について参酌基準の4分の3を規定するものでございます。

次に、改正前の第8項、改正後の第7項でございますが、それ及び第12項は、風力発電設備についての規定でございます。改正後の第7項でございますが、改正前は出力にかかわらず3分の2という規定でございましたが、改正後は出力20キロワット以上の発電設備とされ、改正後の新設第12項では、出力20キロワット未満の発電設備について参酌基準の4分の3を規定するものでございます。

次に、ページを移っていただきまして、改正前の第9項でございます。改正後の第13項になりますが、それ及び、ちょっと戻っていただきますが、第8項、こちらが水力発電設備についての規定でございます。改正前の9項で、改正後の13項になるわけでございますが、こちらはもともと出力にかかわらず2分の1ということでしたが、改正後は出力5,000キロワット未満の発電設備とされまして、新設第8項では、出力5,000キロワット以上の発電設備について参酌基準の3分の2というものを規定するものでございます。

次に、改正前の第10項、改正後の第14項でございますが、それ及び第9項につきましては、地熱発電設備についての規定でございます。改正前の第10項では、出力にかかわらず2分の1という規定でございましたが、改正後の第14項では、出力1,000キロワット以上の発電設備ということになってございまして、新設第9項では、出力1,000キロワット未満の発電設備について参酌基準の3分の2を規定するものでございます。

次に、改正前の第11項、改正後の第15項でございます。それと改正後の10項につきましては、バイオマス発電設備についての規定でございます。改正前の第11項では、出力にかかわらず2分の1という規定でございました。改正後は出力1万キロワット未満の発電設備とされ、新設第10項では、出力1万キロワット以上2万キロワット未満の発電設備について、参酌基準の3分の2というものを規定するものでございます。

それから、改正前の第12項から第15項までにつきましては、項の削除や追加に伴う項ずれによる改正でございます。

次に、改正前の第16項、改正後の第20項につきましては、サービス付高齢者住宅である貸

家住宅についての規定でございますが、こちらは法律の改正によります項ずれに伴う規定の整備でございます。

次に、新旧対照表の3ページでございます。葛城市税条例附則新旧対照表（第2条）という表題になってございます。こちらが先ほど申し上げました生産性向上特別措置法の関係でございます。

こちらにも、附則第10条の2の、先ほど項ずれということで説明をさせていただいた第20項、こちらを第21項とずらしまして、第19項の次に第20項として、先ほどの生産性向上特別措置法に基づく、市町村が策定をし、国の同意を受けた導入促進計画に合致することについての認定を受けた設備投資を行った中小企業者様の固定資産税、償却資産の課税標準の特例率を定めるものでございます。こちらは記載のとおり、法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合はゼロとするということで、3年間ゼロということになってございます。

最後に、附則のところでございます。附則第1条で、施行期日を公布の日からというふうにさせていただいております。改正条例第2条の規定につきましては、生産性向上特別措置法施行の日またはこの条例施行の日のいずれか遅い日から施行するというふうに規定をさせていただいております。附則の第2条で、そういった固定資産税に関する経過措置を規定いたしておるところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

下村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

吉村始委員。

吉村始委員 今、吉村部長の説明をお聞きしておりまして、第2条につきましては、非常に今、中小企業の設備投資を促すということで、すばらしいことだ、いいことだなんて思って拝聴しておったんですが、質問につきましては、第1条の方なんですけど、国の参酌基準の表を拝見しておりますと、例えば太陽光発電につきましては、出力の大きなものをやはり促したいというふうに見える。風力発電等については、反対に出力の小さいものを、その参入を促したいというふうに理解をしたんですが、そのような理解で間違いはございませんでしょうか。

下村委員長 吉村総務部長。

吉村総務部長 規定のとおりということで、それぞれの設備によって特例率を定めるという地方税法の規定の趣旨というのがそういったことでございますので、そのとおりということでございます。

下村委員長 吉村始委員。

吉村始委員 ありがとうございます。結局、この風力発電については細かいものをこれから設置していくということが国にとってもいいというふうに、国としては地方税法上そういうふうを考えているというふうなことです。反対に、太陽光発電については一定の規模がないと効果がないというふうに考えているというふうなことでしょうか。

下村委員長 吉村総務部長。

吉村総務部長 今の委員の御指摘でございます。太陽光発電につきましては、従前は個人様のおたく

で屋根にソーラーをつけるといったことも、ある一定規模の償却資産に該当するものについては、こういった課税標準の特例があったわけでございますけども、そういったものが今はもう廃止をされまして、企業の自家消費分のソーラーという限定になってございます。そういったことから、市内ではほぼほぼ今のところ該当がないだろうというところなんでございます。風力発電につきましては、この地方税法の改正に、それぞれの省庁から改正要望というものが出ておまして、そちらを見させていただきますと、そういった趣旨での改正要望ということで出ておりました。

以上でございます。

下村委員長 西川委員。

西川委員 ちょっとお尋ねしたいんですが、この生産性向上の特別措置法、これについては、中小企業庁が急遽、平成30年に法施行をやって、それでこのことを行政側は察知をされて、急遽、忙しいところを条例改正していただいたと。この条例を改正せんかったら、この特別措置法を適用できないという、中小企業にとっては、これを急遽やっていただいたからできてるけれども、これがなかったら、この特別措置法は適用してもらおう思うてもできないという状態になったんですね。そうですか。

下村委員長 松山副市長。

松山副市長 今の西川委員のご質問でございますが、実は、非常にタイトなスケジュールでございまして、最終的には、平成30年5月16日に法案が成立をいたしましたものでございます。通常であれば、そこからまだ法の詳細なり、いろんな形の準則なりの確認をさせていただいて、慎重を期しながらですね。対象が償却資産の固定資産税でございますので、課税標準自体は、課税標準日は新たに適用されるのが来年の次の1月1日でございますので、そういった意味では、まだまだ慎重に、十分に審議をしながら準備ができるかなと、9月以降の議会でもいいのかと思っておったわけでございますが、一方では、この参考につけさせていただいてますように、やはりスピード感を必要とするということで、中小企業庁の方もかなり早めいろんな周知を企業の方になさって、もう手続的には事前に募集を、いろんな補助金とか、いろんな形の対応の募集をかけておられたと。

そういたしますと、これにあわす形で、かなり大急ぎで作業しないと間に合わないということで、実は、委員お述べいただきましたように、内部的には大変大混乱しながら、大騒ぎでやったわけでございますが、そういったことで、今回出させていただく運びになったということでございます。私どもよりも、民間の企業の中では本当にスピード感が求められるという中で、これに対して行政の方もできる限り応えていきたいと考えて作業したわけでございます。

以上でございます。

下村委員長 西川委員。

西川委員 今、副市長に答弁いただいたように、これはもう中小企業としては、こういう対応を行政にさせていただいて本当に助かっているなという企業がおられると思います。本当にご苦労さんでございます。今つかんでおられるかどうかはわかりませんが、この特別措置法を

用いて申請をしようとしているような企業がやっぱり市内で、今把握されてるかどうかわかりませんが、そういう企業があるということはつかんでおられるんですか。

下村委員長 松山副市長。

松山副市長 続けてでございますけど、私の方からご答弁申し上げます。

実は、作業をする中で、本当に慎重を期したいという中で、もし該当の企業がいらっしゃらなければ、やはりきちっと十分に時間をおいて作業をしたいなという思いもあって、お問い合わせいたしたわけですが、それにつきましては、中小企業庁の方から明確にお答えはいただいておりません。ただ、やはり趣旨を考えますと、これだけの企業を市内に抱えておるわけですから、当然あるかもしれない、あるはずだという中で、スピード感を持って作業すべきということで、そこについては、現在こういった形で上程させていただくに至ったわけでございます。

以上でございます。

下村委員長 西川委員。

西川委員 この素早い対応をしていただきまして、本当に行政の方には感謝をする企業もあると思います。これは今、まだ経済も発展を、デフレマインドから脱出していかないかんねんというふうなところもあって、こういうことを打ち出してると思いますので、素早い対応をしていただきまして、本当に企業の方は今後これをつかんでいただき、企業の方の相談にも乗っていただき、いろいろと経済そのものの発展をしていくようなことも、行政としてもしっかりと目を配っていただきたい。そして、このように素早い対応をしていただいておりますので、どうか今後ともそういう情報等々をしっかりとつかんでいただき対応をしていただくことをお願いするのと、こういう素早い対応をしていただきましたことに感謝を私はおこなう次第でございます。

下村委員長 松林委員。

松林委員 中小企業への設備投資の支援ということで、実際問題、この条例がちゃんとできまして、この葛城市におきましてもこれが稼動した場合に、中小企業の定義づけにもなるかなと思うんですけども、中小企業、もう幅は広いと思うんですけども、どの程度の規模の企業で、何人程度の従業員がおってという、そこらまでもしわかればお示しいただければと思います。

下村委員長 池原部長。

池原産業観光部長 産業観光部の池原でございます。ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

これに伴います事業の対象者につきましては、葛城市内の全業種の事業者が対象となります。

以上でございます。

下村委員長 松林委員。

松林委員 全業者の対象ということで、そして、もう一つ、私、気になりますことは、中小企業がこの行政に対しまして計画書を策定して提出しなければならないと。この中で大事になってくる問題が、年率3%以上の労働生産性向上、これを認定して、それを裏づける計画書を作成

して提出しなければならないという、こういうことが起こってくると思うんですけど、3%の生産性をどのように確認するのか、これ、非常になかなか、そこそこの大きな中小企業であれば、いろんな形でそういうデータもとれるかなと思うんですけども、もっと小さい零細企業となれば、なかなかそこらも大変ではなかろうかなと思うんです。

それと、もう1点。この制度が稼動した場合、周知の問題ですね。まだまだこの制度自体を知らないという、こういう企業も多いかなと思います。いろんな形で、商工会、中小企業庁、そこら、いろんな形では公表はしとると思うんですけども、行政レベルでこういうところを周知していただければ、もうちょっと敷居の低い、中小企業にとりましてこういうことを申請するのにもうちょっと敷居の低い、申請のしやすい、こういうものにしていただければなど、このように思うところですけども、そこら辺のお考え、ちょっとお示し願えますか。

下村委員長 吉田課長。

吉田商工観光課長 商工観光課、吉田です。よろしくをお願いします。

ただいまのご質問で、労働生産性年3%以上の確認についてのご質問かと思いますが、それにつきましては、中小企業が先端設備等導入計画を市に申請するときに添付していただく資料として、商工会等の認定経営革新等支援機関が発行する認定支援機関確認書があります。その中小企業が先端設備等導入計画を市に申請するときには、あらかじめ先端設備等導入計画の確認を受けて市町村に申請する必要がある、その所見欄で確認をするということになっております。ですから、認定支援機関の確認ということで3%の確認をすることになっております。

周知の件でございますが、同じく、この生産性向上特別措置法において中小企業が特例を受けるためには、市町村に対し先端設備等導入計画の申請をして、その認定を受けることが条件となっております。これにつきましても、認定経営革新等支援機関にあらかじめ先端設備等導入計画の確認を受けて、市町村に申請する必要がありますので、中小企業庁の案内と認定経営革新等支援機関により、その辺の周知なり、また、市の方でもホームページの方で申請の方の案内をしているところですので、国と支援機関、そして市町村、そういう連携での周知ということになっております。

以上でございます。

下村委員長 松林委員。

松林委員 とにかく中小企業、中小零細企業も含めまして、こういう申請をするときに、本当にもっと簡単に、なるべく極力簡単平易で手軽に申請ができるように心がけていただきたいという、そういうことを望みまして、質疑を終わらせていただきます。

下村委員長 ほかに質疑はありませんか。

増田委員。

増田委員 少し表の見方を確認させていただきます。第1条関係という、きょうお配りいただきました、改正前と後ということで、軽減率範囲という欄で確認ですけども、汚水でいくと、国は3分の1というものを基準としていると。わがまち特例で市町村で6分の1から6分の3

の範囲内で自由に設定できる。葛城市としては6分の2にしたと。私、分母を一緒にしないと比較しにくいので、分母を一緒にしたんですけども。この範囲内で自由にできるけども、国の参酌基準に沿って3分の1にしたと。それ以外も全部そうやということの理解でいいんですかね。

下村委員長 吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部長の吉村でございます。ただいまの増田委員の質問でございます。

国が指し示しております参酌基準、それから軽減率の範囲があるにもかかわらず参酌基準を適用したということでございます。法令上の参酌という言葉の指し示す意味でございますが、参酌すべき基準というものは十分参照しなければならない基準だというふうに定められておまして、その参酌すべき基準を参照した上で判断をしろということになってございます。

その十分参照した結果であれば、異なる内容、要は範囲の中で定めることは許容されておるわけでございますが、その参酌基準以外の基準を採用する場合の根拠なるものをしっかりと持たなければならない、また、説明責任も果たさなければならないということもございまして、実際に参考例といいますか、実例がほとんどございませぬので、参酌ということから、その参酌基準を適用しているということでございます。

下村委員長 ほかに質疑ございませぬか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第36号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第36号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第39号、葛城市ラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築の規制に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

増井都市整備部長。

増井都市整備部長 都市整備部長の増井でございます。

それでは、ただいま上程されております議第39号、葛城市ラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築の規制に関する条例の一部を改正することについてご説明を申し上げます。

す。

本案につきましては、旅館業法の一部を改正する法律が平成29年12月15日に公布され、旅館業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令が平成30年6月15日に施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

今回の法律改正は、旅館業法において主とする施設の構造及び設備が洋式か和式かの違いによって、ホテル営業と旅館営業に営業種別を区分しているところ、営業種別が統合され、旅館・ホテル営業となったところに伴うものでございます。

新旧対照表に基づきご説明をさせていただきます。先に配らせていただいております新旧対照表の条例第2条第1項第1号中、旅館業法第2条第2項においてホテル営業、第3項において旅館営業について定義されておりましたが、今回の改正で、第2条第2項に旅館・ホテル営業に統合されたため、旅館業法の引用している箇所を改正するものでございます。

新旧の新的の方でございます第2項及び第3項ということで、第4項が繰上りされて削除されておりますので、そのように改正をするものでございます。

なお、施行期日は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

下村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 今、この条例がこのように変わったということ、一体、具体的には私たちの生活にとって、生活というのか、環境にとって何がどういうふうに変ったのかということ、我々の市民生活を送る上でどういうことが、どういうふうに具体的に影響があるのかということをお示しいただければ。

下村委員長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 ただいまの松林委員のご質問でございますが、市民生活にとって何ら影響はないわけございまして、あくまでも旅館業法の一部改正に伴う条例の一部改正でございます。先ほど説明いたしましたように、ホテル営業、旅館営業と、営業の中で種別が区分されておったのが、旅館・ホテル営業という1つのものに形態が変わってきたと。これは昨今の旅館業法によって変わってきております、今、民泊業法とか、いろいろできましたが、あくまでも旅館・ホテル営業の法律が改正されたということでございますし、今回の市の条例につきましても、ラブホテルの建築の規制に関する条例にほぼ該当するかと思うんですけども、その中で引用している部分が、要はもとの法律が改正されましたので、その引用をしている条文の項につきまして、1つなくなったということでご理解をさせていただいて、市民生活にまず影響もございませんし、現在のところラブホテル等もございませんので、市にとりましてはほとんど影響のないものと考えておる次第でございます。

以上でございます。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第39号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第39号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、この後の委員会運営についてお諮りをいたします。

この後審査をいたします議第15号、議第16号、議第41号の訴えの提起3議案及び議第42号の反訴の提起について、これら4議案につきましては、一括議題、一括質疑とさせていただき、討論・採決を行う場合は1議案ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。よって、そのように委員会を運営することに決定いたしました。それでは、本4議案を一括議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めたいと思いますが、継続審査となっております議第15号及び議第16号の2議案につきましては、3月定例会に引き続きご審査をいただくものでございますので、本日は追加議案として提出がございました議第41号及び議第42号の2議案について内容説明を求め、本4議案の一括質疑に入ってまいりたいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

また、本日お手元にお配りさせていただいております訴状につきましては、委員会終了後に回収させていただきますので、ご承知おきいただきますようお願いいたします。

それでは、議第41号及び議第42号の内容説明を求めます。

飯島企画部長。

飯島企画部長 おはようございます。企画部長の飯島でございます。

ただいま議題となりました議第41号、訴えの提起について（平成29年10月30日付け葛監第51号の勧告3関係）及び議第42号、反訴の提起につきましてご説明をさせていただきます。

議案といたしましては、本会議初日に追議として配られております1枚物2種類となっております。こちら、当時者、請求の要旨、訴訟遂行の方針という、簡単に書かれてございますが、ここで改めて本件提案に至る背景についてご説明させていただきます。

まず、議第41号、訴えの提起についてでございますが、本案は平成30年6月18日の本会議におきまして事件の撤回を承認いただきました平成30年議第17号、訴えの提起につきまして、

内容を一部変更した上、再度上程させていただいたものでございます。

まず、議第17号に係る経緯をご説明申し上げます。平成29年8月31日、地方自治法第242条第1項に基づく住民監査請求が行われまして、監査委員事務局によって同日付で同請求が受理されました。監査委員による監査の後、平成29年10月30日、住民監査請求に係る監査結果について（通知）におきまして、3つの勧告が出されました。これに対して、市は監査結果における事実及び判断理由を確認の上、平成29年12月18日に、それぞれ勧告を踏まえた措置を実施いたしました。うち、今回本件に該当する勧告に係る事実関係、勧告内容及びそれに対する市の措置につきましては、次に申し上げるとおりでございます。

まず、勧告に係る事実関係でございます。平成26年11月28日でございますが、葛城市土地開発公社と道の駅かつらぎ事業用地の一部を所有しておりました社会福祉法人柊の郷との間で建物移転補償契約が締結されてございます。こちらの補償額は1億4,168万円でございます。

平成26年12月8日、葛城市土地開発公社と柊の郷との間で、柊の郷移転先土地に係る売買契約が締結されております。

一方、翌年、平成27年6月16日に、葛城市と柊の郷との間で建物移転補償契約が締結されております。

平成27年11月、柊の郷移転先土地の地中に産業廃棄物が埋まっていることが判明し、11月25日から12月10日にかけて、市がボーリング調査を実施し、産業廃棄物が検出されたとされております。

そして、平成28年4月5日でございますが、葛城市と柊の郷との間で建物移転補償契約の変更契約が締結されております。この際の追加補償額が2,500万円でございます。当該追加補償につきまして、法令改善に伴う追加を理由に支出されておりますが、調査の結果、柊の郷に提供した代替地下の産業廃棄物の撤去費用として支出されたことが判明し、一方、2,500万円の妥当性について、その根拠となる数値等の明確な資料もなく、交渉により決定した経緯の書類もなく、この支出については根拠がないとされております。

これを受けての勧告内容でございますが、葛城市長は新道の駅建設事業に係る建物移転補償の変更契約について、山下和弥前市長及び生野吉秀前副市長については損害賠償請求を、社会福祉法人柊の郷に対しては損害賠償請求ないし不当利得返還金2,500万円を請求するように勧告されました。

勧告を受けまして、市の行った措置でございますが、平成29年12月18日付で、市長より新道の駅建設事業に係る建物移転補償の変更契約について、山下和弥前市長及び生野吉秀前副市長につきましては、損害賠償請求として2,500万円に、支払いの日、こちら平成28年5月31日でございますが、その翌日から年5%の遅延損害金をあわせた金額を請求いたしました。また、社会福祉法人柊の郷に対しては、損害賠償請求ないし不当利得返還金として2,500万円に、支払いの日の翌日から年5%の遅延損害金をあわせた金額を請求いたしました。

以上、行いました市の措置に対しまして、社会福祉法人柊の郷が建物移転補償金2,500万円につきまして、市に対する不当利得返還債務が存在しないことを確認する訴えを起こしま

して、平成30年2月23日付で奈良地方裁判所によって訴状が受理され、3月9日付で本市に訴状が到達いたしました。

今の柵の郷が起こしました訴えの提起につきまして、市が既に応訴しているところではございますが、そもそも平成29年12月18日付で柵の郷に対して損害賠償請求ないし不当利得返還金を請求した理由につきましては、次に申し上げるとおりでございます。

建物移転補償の変更契約に係る起案文書におきまして、法令改善に伴う追加が理由として記載されておりまして、その後、2,500万円が支出されております。しかしながら、法令改善に伴う追加の法令改善が具体的にどのようなものであるかということを示す記載または添付資料等がございませんでした。また、先ほども申し上げましたが、支出した2,500万円の妥当性についても、その根拠となる数字等の明確な資料がなく、交渉により決定した経緯の書類も存在しないため、本件に係る公金の支出自体が違法であるとして、違法な支出による公金を受け取った柵の郷に対しても、損害賠償請求ないし不当利得返還金の請求を行ったものでございます。

今、申し上げた点につきまして、市といたしましては主張していく必要がございますので、柵の郷に対して反訴を行うべく、もともと議第17号におきまして被告となるべき者としておりました柵の郷の箇所を削りまして、その他の被告となるべき者につきましてはそのままとさせていただき、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第42号、反訴の提起についてでございますが、本案につきましては、先ほど議第41号、訴えの提起の説明の中でも触れておりますが、柵の郷が起こした不当利得返還債務が存在しないことを確認する訴えに対して、市といたしましては損害賠償請求ないし不当利得返還金を請求した理由を主張する必要がございますので、柵の郷に対して反訴を行うべく、今回、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

下村委員長 ただいま説明願いましたが、本4議案に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

西川委員。

西川委員 今、説明をいただきましたが、議第15号、議第16号はもう3月に出てるから、議第41号、議第42号、こういう説明やけれども、もともとこの住民監査請求を踏まえて監査委員が出してきた勧告、これに基づいて当委員会に3月定例会で付託された。それを受けて初めて、ずっとこういうことがあったということは、それは議員としてもわかってますよ。そやけれども、議会に付託されたんは3月が初めてですよ、このことについて。

それで、これを議会としてもよく調べないかんということで、納得するほど調べないかんということで、継続の審査に当委員会はして、なったわけです。それを継続審査にすることは、何か住民訴えのビラの中では、これを継続審査ということは廃案にする気でこんなことやってんねんと。そんなことはありませんよ。言葉どおり受け取って、素直に受けとらん。継続審査ですよ、これは。はっきりと。

なぜ継続審査になってるか。これと道の駅調査特別委員会とは密接な関係にあるわけです。その中で出てきたのがボーリング調査です。これもおかしい、公文書偽造ではないかというように発注の仕方をしてるわけです。しかし、柘の郷のごみの処理をするがためのボーリングをやってるわけです。その中で出てきたのが、監査委員の報告でも書いてますように、7,800万円、これは情報公開、出してるのかどうか知りませんが、この7,800万円をどのように処理しようかというところから、この3,500万円余りのこのおかしい処理の仕方をした、不正な会計処理に至った。

流れとしてはそういう流れやというのんが、調査特別委員会で初めて出てきて、これに対しても行政側はどんな対応をすんねんということで、その調査の全容がほぼ、大体こういうことでこういうふうな不正なことをやってんなということが流れとして見えてきたから、なるほど監査委員が勧告してる不正な会計処理、それはやっぱり、そのこのところについては、訴えをしはんのはそやなということで、今2つに分けて、反訴と提起と2つに分けてするなんていうことがわかる前に、協議会を開いて、私の意見ですよ、もうそろそろこの部分については6月議会で議会の方で可決せなあかんの違うかなというところを思うてた矢先に、これ、また2つに分けるというわけですよ、議第17号を。

ほんで、分けるがために取り下げをする、撤回をするというけど、議会で継続審査になってるんですよ、委員会で。継続審査になってるやつを本会議で、これは行政には関係ない、委員会の運び方に問題がある。ぼんと本会議の方へ持ってきて、質疑も討論も何にもなしで、それでこれを撤回する。こんな運び方があんのか。それを議運の委員長、今、ここに副委員長が座ってはるけれども、おかしいやないか、その運び方は。それを言うたら、いやもう議運で決まってるから、もうこうしまんねん。これはちょっとむちゃな運び方や。

何でこういうことになっていくんかが、ようわからんのと、それと、協議会でずっと見えてきた中で、柘にきちっとせないかん部分ですよ、3つとも。そうですやろ。解体のことも、補償のことも、これも柘を入れて、不当利得があった柘を入れなあきませんやん。見えてきた分。柘のために使うとるんや、やっ取るんや。何で柘のあれを入れへんの。訴えるのやったら。

それと、もう一つは、こういう訴えを起こすのなら、何で柘の資産の保全をして、仮差し押さえをばちっとやらんなあかんの違うんですか。何でそれをせえへんの。資産保全をやっ、仮差し押さえをやっていかなあかんの違うんですか。何でそれをせえへんの。

それと、訴えられてるのは5者か。この人全部にお金を払うように催促したけども、誰からもそのことについて問い合わせの1つもないという、そやさかい踏み切ってんと言うてる。これは勝つか負けるか知りませんで。これからの質疑のやつ、ちゃんと答えてもらわなあかんで。

生野前副市長、今、警察に持っていかれてるからあれやけども、平成29年12月20日ごろに、企画の岸本、今、岸本課長はおんのか。それに責任者の度合いを示してくれと、割合を。そうでないと、自分はこういうふうなことで裁判で民事訴訟で負けるか、そんなことわからんけれども、年5%の割合で払わんなんねさかいに、供託しとくさかいに、わしの分は何ぼや

いうて問い合わせあったん違うんですか。それで、いやそんなことやったら、3,500万円のこの部分、全部払ってもらわなあきまへんねんという返事したんの違うんかい。そんなことでけへん、割合を示してくれ言うとの違うんかい。誰からも問い合わせなかったってどういうことですか。

それでもう一つは、2つに分けて、同じ内容を。裁判別々にやられて、別々の結果が出たらどうしまんねん、これ。私ははっきり先ほど申しあげましたように、ちゃんと6月議会で全体像が見えたから、そういう形で、監査委員の方が苦勞されて、大体もう見えたからそろそろと言うてるときに2つに分けて、それも運び方はぱーんと撤回して、本会議で質問もささんと、討論もささんと。何や、これ。

私はもうしっかりと、ボーリングの不当な、おかしな処理の仕方をしてることも、ちゃんと議会に報告しますいうて、まだどういう対処するのか報告も受けてませんで。これ、どう対応しまんの。そういうことを思うたら、こんなん。私はこういうふうなことをやるのやったら、皆さんはもう、どういうふうなことになるか知らんけれども、私は、委員長、もう採決のことにはようかかわりませんのでね。私の個人やけど。それやから、皆さん、この委員会で採決しはんのやったらそれでもよろしいわ。こんなええかげんなやり方。

今聞いたこと、答えてください。

下村委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

大変広範にわたり、あるいは総論的なこと、本質的なことから各論まで、いろいろとお問い合わせいただきましたので、もしまた答弁漏れがございましたらご指摘をいただきたいと存じます。

まずは、現時点で、この訴えの提起について継続審査いただいておりますが、あるいは、新たにこの議案を出し直しさせていただいておりますが、これは住民監査請求に基づく勧告、これを市の方が正式にきちっと履行をしていこうと、その一端でございます。このことも含めまして、これは西川委員の方がご指摘をなさいましたとおり、そもそも柘の郷が移転をされた土地についてどのような問題があるのか、あるいは、その中で7,800万円という、監査の勧告の中でも、その事実関係の確認の中で言及がされておりましたこの金額についても、今お触れになりましたが、7,800万円に相当するものが本当にあるのかどうかということも含めて、まだまだいろいろなところでいろいろな手法を使って、これは解明をしていかなければいけないものだと考えております。

その中では、議会でも特別委員会を設置なさって、別途この部分についてお取り上げいただいておりますし、そもそも真相の解明に向かいますは、我々理事者の側といたしましては任意の手法しか持っておりませんので、そういった意味では、民事訴訟という形で、裁判所の中で法廷で争っていく、あるいは、残念な部分もございますが、一部は警察の方で捜査権を持った形で、警察あるいは検察という刑事の方の事件のラインでも、これは捜査権を持ってお調べなさっている、いろんな動きがございますので、それらいろいろなできる方法を順番に考えながら手だてを打っているところでございまして、そういった意味におきまして

は、住民監査請求の勧告、この内容に従うべしという判断を市側はいたしましたので、それに対して早速督促をまずは送ったわけでございます。それに対して、何の返答も、何の回答もなかったというご説明はしておりません。これは協議会でのやりとりであったかと記憶はしておりますが、それについても、可能であればお調べをいただけたらいいかと思いますが、何のやりとりもなかったということは言うておりません。相手方によっては、明確に払う意思がないという意思表示をされたところもあれば、いわゆる全然反応がなかったところもございいます。

ただ、いずれにいたしましても、期限を切って督促をいたしてから、その後も、もう期限が到来したらすぐさま次の手続に移るということではなくて、十分な妥当な期間、これは顧問弁護士にもご相談いたしながら、妥当な期間をおいて、やはり支払いの意思が確認できないということで、それであれば民事訴訟に移行する形で、もっと法的に権限、あるいは公的な場所でお互いの主張をぶつけながら真相を解明していこうという段階に移ろうということで、訴えの提起してまいりたいということで議案を上げたのが、前回の3月議会での訴えの提起の3議案であったわけでございます。

これ以外にも、それぞれのいろんな機関が、それぞれ持てる権限は違いますが、できることをやりながら、まだまだ真相を究明していかなければならない、その途中の段階であるということでございますので、そういった意味では、先ほどから西川委員、かなり本質的な部分とか、最後どうするんやといったお問い合わせもさせていただいております、そのご意見は十分わかるわけでございますが、それに向かってできることを順番に進めておる手続の一部であるというふうに、まずはご理解を賜りたいと存じます。

その上で、3月の3本の訴えの提起を上げさせていただいた中の1本を2つに分けたいということにつきまして、議会運営についてのお問い合わせにつきましては、私どもからお答えするわけにはまいりませんが、基本的には、3月に上げさせていただいたうちの3本目と申しますか、議第17号と内容は変わってございませぬ。ただ、議会の方で特別調査委員会も設置いただきながら、こちらの総務建設常任委員会もあわせて継続審査をいただいております一連の時間の経過の中で状況が変わってまいりまして、2月23日付で、これらの一連の関係の相手先である柵の郷が奈良地裁に訴状を提出なさったと。地裁が受理なさったのが、たしか23日だったと記憶をしておりますが、それが関係者として市側、この場合の柵の郷が市を被告として訴えておられますので、訴状が市に届きましたのが3月9日でございます。

この3月9日と申しますのは、ちょうど奇しくも3月議会において総務建設常任委員会を開いていただいて、このもともとの3本の議案についてご説明をいたしたところなのでございますが、私たちがこの委員会が終わりまして、自席に戻ってまいりますと、執務室に残っておりました職員の方から、実はこんなものが届いておりますといったことがございました。実際、そういった時系列がございまして、それにつきましては3月22日に、会期中に2回目の総務建設常任委員会を開催なさいましたので、その折に柵から訴えられましたと、訴状が届いております、内容については十分審議をして、その上でないと対応を考えられないので、訴状が届いておりますという事実のみをご報告もしたところでございます。

その中で、顧問弁護士と対応についていろいろ協議をいたしますと、これはもともと訴えられているんだから、相手の主張に対してそれは違いますよと、いわゆる反訴、これは民事訴訟でございますので、実は相手が訴えたことに対して被告として相手の法廷に出ていって、いやいや市の主張はこうなんですということを弁明する機会が当然あるわけでございますが、これもまた民事訴訟の通例といたしまして、双方がそれぞれの言い分をちゃんと出し合って、またそれを判断なさる裁判所の方も、それぞれ言い分があるだろうということで、両方とも言い分を出してくださいということは、訴訟式といいますか、裁判を進める中で実際お勧めされておりました、実際そういう反訴しないんですかというお問い合わせをいただいております、それに対しましては、相手の主張はいやいや違うんですよ、その相手の主張は無効なんですよという内容について、市の側から主張しなければいけないという事態になってきたということでございます。

したがって、議第17号で市が主張をしていきたい、これは住民監査請求の勧告に基づくものでございますが、この内容は変わっておりません。これは必ず裁判所に市の主張としてお届けをしなければならないわけでございますが、この内容とあわせて、訴えておられます隣の郷の主張については、それは無効なんですよという反訴という内容についても加えたい、この部分が変わってきたわけでございます。ですので、議第17号そのままでは内容が足りませんので、反訴という形の要素を加えて、裁判所に市の主張をお届けしたい。

そうなりますと、いずれにしても議第17号そのままではいけませんので、別途議案内容を少し変えた形の議決をいただく必要があるということになるわけでございまして、そのあたりにつきまして、議会の運営委員会、実際、私も出席させていただきまして、こちらの事情は十分説明はさせていただきましたが、基本的には議第17号と内容は変わっておりませんが、その内容にあわせて反訴という内容も出したい。したがって、今回追加提案としてお願いをしております2つの議案をあわせてご審査いただければ、議第17号の内容はそのまま継続されておまして、そこに加えて反訴という内容が入っているということになりますので、そういった形のご審議をいただければいいのではないかと理事者の方では考えて、こういった手続についてこちらからお願いをしたわけでございます。

それから、お話をしておる途中で、答弁で次これをしなければいけないと思いながら、多分何か漏れておると思いますが、そうですね、資産の保全についてもご提案をいただきました。それについても、重要な法的措置の一部かもしれませんが、これはやはり民事訴訟の手続の中であわせてやっていくことでございますので、今後の手続として、そういったことも必要ではないかということをご提案をいただきましたので、早速これは顧問弁護士とも相談しながら、手続については検討をいたしたいと考えております。

それから、重要なお問い合わせでございました。別々の結果になったらどうするんだということでございます。これは非常に重要なお問い合わせだと思っております。2本に分けますと、訴額といいますか、訴えの金額のところにつきましては、それぞれの訴訟に2,500万円、2,500万円と書いてございますが、決して市の方で5,000万円を要求していると、そういった内容にはなりません。これにつきましては、もともと市が違法な公金の支出であったと

住民監査請求の勧告で認定がなされております金額が2,500万円でございますので、そこは2,500万円なわけでございますが、これにつきまして、関連をする訴訟が、柗の郷が市を訴えてる内容、それに対して市が柗の郷に反訴をしたいという内容、それとあわせて、もともと議第17号につきましては、相手方が3人いたわけでございますが、その残りの2人、前市長と前副市長でございますが、この3つの内容につきましては、実は証拠でありますとか、事実の認定の部分、ベースの部分が同じでございますので、これは訴訟式といいまして、これは最終的には裁判官がご判断なさる内容ではございますが、当然訴える市の方からも、これらは同じ内容、ベース、もともとの根本となる原因が同じであるので、裁判の訴訟の併合をしてくださいという申し立てをいたします。

この申し立てに基づきまして、通例であれば裁判所が、それぞれの言い分があつて、今回の場合であれば3本それぞれが別々の手続として出されて受理されるわけですから、裁判所の方の整理の番号等が変わってくるわけですが、この3つを最終的には同一の法廷で審議をしないと全体が見えないよねということで、3つを1つにする訴訟の併合という形が通例であればとられるわけでございますし、当然出す方といたしましては、市側といたしましては、これは関係のあることだから併合してくださいということもあわせて、裁判所の方に申し立てをいたしますので、これは最終決定は裁判官にございますが、多分、委員がご心配なさっていただいている部分につきましては、最終的には併合されて、全てが1本のものとして判断がされるであろうと。

それから、生野前副市長が当時の企画部理事にお問い合わせいただいたんではないかといったことについても言及いただきましたが、多分、その当時理事は正確に答えたと思います。これにつきましては、まだまだ裁判を通じて、責任範囲についても争われるといたしますか、明らかにされていくことであろうかと思えます。

逆に言いますと、明らかにされていない段階であれば、市側、これは住民監査請求の勧告の内容もそうでありましたように、市側からすると、損害の金額は2,500万円だから、まずは誰でもいいから2,500万円払ってくださいと。ただ、払われた中で、その原因をつくった方たちについては、当然その責任割合があるでしょうから、そこについてはそれぞれ今後、いろんな手続で明らかにしていかなければいけないということでございますから、その時点で、もし供託をしていただくということであれば、マックスの金額が2,500万円だから2,500万円と多分答えたんだろうと思えますけど、その内容については正しい回答であったかと存じます。答弁漏れがありましたらご指摘ください。

以上でございます。

下村委員長 西川委員。

西川委員 今、いろいろ聞いてたら、柗から債務不存在の、訴えられたから、反訴せんなんから、これを分けまんねんと。そういうふうなことがあるということがわかりながら、今言われて、僕らが心配してるのは、併合審査になるやろうと、こちらの弁護士の人が言うたら併合審査になるやろうというけれども、訴えられてる相手の弁護士が、いや私とこがこれをやりまんねんと言い出したときには、裁判所がめんどくさかっても、別々の裁判せなあきませんね

んで、これ。一方のことは通りませんで。そしたら、違う結果が出てきたときに、どう対応していくの、議会も。そちらはそちらの言い分でわかりますよ。議会というものに付託されたら、いろんなことを考えるんですよ。

それと、大きなことが答弁漏れしたると言うけども、ボーリング調査のこれもおかしな契約の仕方してるのを、これ、どういうふうに市側は対応すんのんかということをごだいぶ前に聞いてますよ、僕。それを答えてない。

それと、なるほどわかりますよ、これ。生野前副市長は5%の、これ、2,500万円だけと違いますよ、岸本さんに聞いてください。生野前副市長は全部にわたってですよ、これ。そやから、3,500万円弱の金を置いといてください、そういう返事をしてるんちゃいまんの。ここの3つにわたってんねんから。そんなこと、きちっと責任割合を出してしたらどうですか。

私はこのことについて、副市長の答弁、ようわかりますねん。議会のあり方については、それはこっち側の話ですから。そういうもろもろのことがあって、私はこのことに関して、委員の皆さんそのものは、やっぱり住民監査請求があって、僕もこんなおかしな分け方はせんと、債務不存在なら相手の土俵で戦わんなあかんさかいどうのこうのって、債務不存在の訴えを起こしてんねんから、それに対しては、いやありますよとやったらええだけ、一緒にやっていったらいいだけの話。それを分けてこないしますねんて。僕は言いましたやん、そのとき。そういうふうに1つにしてやったらどうですかと。そうしたら6月で、これは監査委員がこうして出してはんねんから、そのとおりの結論で、もうそろそろ議決せなあかんのちゃいまっかいうて、おれ、委員長にそういうような話しましたやろ。ここの委員会とちゃうけども。

何でこんなことになるのか、よう僕はわかりませんのや。そのまま行ったらええのや。そうやけども、これ、併合審査、必ずなんねんと言わはんのやったらそれでええけれども、僕が確認してんのは、これ、併合審査にならんかったときには別々の裁判になりますよ。別々の結果が出る可能性もありますよ。

そういうことを思うと、僕はもう少しはっきりと、さっきのボーリングの話から全体のごとが全然見えてないから、僕はこのことに関しての結論としての、はいわかりましたいうて可決する、賛成する方には回れませんのや。これは責任ですやん、議員としての。ちゃんとすんのが。ちゃんと本筋がわかるようにしていくのが。まあまあ、それは自分のあれやけれどもね。

委員長、これははっきり申し込んでおきますよ。ああいう議運の運び方、議運で決まったからいうて、議長も、本会議場で質疑も討論もささんというふうな形はちょっとおかしい。そやから、私は今1つだけ聞いた。そちらへ、いや3つ聞いたか。ほなそのことについて、ちょっと。

下村委員長 副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

先ほど申し上げましたが、大変重要で本質的なお問い合わせをいただいておりますとお

ります。ボーリングの件につきましては、これは、まずは一昨日の本会議でもお問い合わせございましたので、それに対しましては、またこれは市長からの諮問を受けて、市政検討委員会の方でも調べを始めているという状況についてはご説明いたしましたが、これらのことも含めまして、これらのこの事象の全容を調べるために、いろんなところがいろんな権限なり、いろんな手段を講じて明らかにしていく必要があると。その中の段階の1つとして、まずは違法な公金の支出があった。これはお金の出し方が違法であるから、受け取った方がどう思っていられようが、どういった理由があるだろう、あるいはその反対給付としてどんなことをなさろうが、出し方が違法だから、これについて返してくださいということを監査委員が勧告なされて、その内容が相当であろうということを市側が認めて、そのとおり実行してきたわけでございます。

それにまつわる手続がもともとの訴えの提起の3議案でございまして、これにつきまして、先に柘の郷の方から訴えられてしまったことによって、多少反訴という要素を加えたのみで、実質的には内容は変わらない形で、適切に裁判に対応していきたいということを申し上げているわけでございますので、ボーリングを踏まえて、そもそもこのことの真相はどうであったかということについて、それを解明するのはまだまだ先であろうかと思えます。逆に言いますと、解明をする1つの手段として、こういったこともやっていこうとしているわけでございますから、ここは解明の1つのステップとして、こういった手続も進めさせていただきたいと思っているわけでございます。まだまだ全容に向けて解明していくことがあるというご意見については、私も同感でございます。

それから、併合されなければどうなるかというお問い合わせに関しまして、これは重要なことであると思えますので、ちょっとお時間いただきたいと思えます。私たち、あるいは監査の請求をなさった住民グループの皆様、あるいは、特別委員会も設置して、今まさにいろいろと調査いただいています議会、それぞれの立場から、もう今では十分いろんな情報を集めて、かなりの部分が、まだ全容ではありませんが、かなりの部分の情報を持っておりますが、一方では、裁判所、これはあくまで民事訴訟の裁判におきまして、双方の主張を聞いて結論を出されますので、そういった意味では、今、裁判所には柘の郷が、柘の郷が感じた内容と、柘の郷の方で準備された証拠などだけが届いております。

このままでは裁判所の方で適切なご判断はいただけないし、それは裁判官の方もわかっておられますので、通例、民事訴訟におきましては、先ほどと重複いたしますが、それぞれの言い分をちゃんと出してくださいと。訴訟に対して、それに対してお問い合わせに対して、相手はこう言ってるんだけどどういう言い分があるかということで、1対1の、向こうが主導権ある形のやりとりでもいける場合もあるんですが、こういったケースであれば、それぞれの主張を出してくださいということを裁判所の方が求めてこられます。実際に、柘の郷の訴えにつきましては、反訴しないんですかということについてはお問い合わせを受けておりますので、これは反訴いたしたいと思っておりますというお返事はしております。ただ、議案の議決がございましてということでお返事はしておるわけでございますが、そういったわけでは、併合されるはずであるとこれは考えますが、もしそういったことにならなければ、

それは申しわけありませんが、そのときに適切な対応をこちらの方でも検討いたしまして、それがまた議決が要る案件であれば、議会ともご相談をいたしながら、適切な対応を進めていきたいと思っております。

それから、再度、前副市長について、供託の意思を示されたんですけども、正確に答えてないんじゃないかというふうなお問い合わせでございましたが、これに対しては、やはり当時そういったお答えしかできないと思います。内容につきましては、責任範囲がどれぐらいであるかということについては、これも民事訴訟も含めたいろんな手続の中で明らかにされていくことでございますし、そもそも、もう一度確認をしておきたいのは、前副市長に対しては損害賠償であると。柵の郷におきましては、損害賠償ないし不当利得の返還請求であると。損害賠償という要素があるかどうかは、まだわかりません、柵の郷につきましては。

損害賠償、これは損害の総額ということは、違法な公金の支出の範囲でございますから、この案件だけではなくて、ABC合わせれば、たしか委員お述べになったように約3,500万円でございますから、その段階でお問い合わせがあれば、そうお答えせざるを得ないということございまして、それを踏まえて、何らかの措置が必要であれば、これは申しわけございませんが、その生野前副市長の側の法律家と相談なさるなりして、その対処方法はお考えなさればいい話でございまして、市側としては正確なお答えをしておることでございます。多少冷たい言い方に聞こえるのかもしれませんが、法律の手続としてはそういったことございまして。

以上でございます。

下村委員長 吉村議長。

吉村議長 議会の運び方について、ちょっと異論があったので報告させていただきますけれども、この議員必携の中に、討論の用いないものの中に事件の撤回というものが含まれています。それで、質疑、討論なしということで、これは初日の開会前の議員控室と、それから、本会議が始まりまして冒頭に2回にわたって議運の委員長から審議の方法、運び方ということで報告いただきました。そのときにどなたの議員からも異議なしということでしたので、そのまま進めさせていただきます。

(「議運のということですか」の声あり)

吉村議長 議運の委員長から、本会議初日の冒頭に本日の議事進行と、審議方法ということで報告をいただいています。そのときに、ご異議ありませんかと諮らせていただきましたが、どなたからも異議がなかったので、私はそのように進行させていただきました。

(「今、議長として言うてはんの」の声あり)

吉村議長 そうです。

下村委員長 ほかに。

吉村始委員。

吉村始委員 先ほどの反訴のことについてお伺いいたします。もし、先ほどの副市長のご説明で、双方の主張を裁判所は聞きたいということで、通例反訴をするということなんですが、もし例えば反訴をしなくて、応訴のみでというふうなことになりますと、民事裁判上、やはり弱く

なるといえますか、やはり不利益があるというふう考えたらよろしいのでしょうか。

下村委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。吉村始委員のご質問に対してお答えをさせていただきたいと存じます。

たればの話、なかなかしにくいわけですが、逆に言いますと、相手の主張に対して、いやいやその主張は間違ってるんですよ、その主張は無効なんですよということもきちっと説明しながら、あわせてこちらの主張をしていくということが、裁判の中では通例と申しますか、逆に言いますと、私としては、市側としては負けてはならない裁判を進めていかなければいけないと考えておりますから、その中では、これは将来の話で、絶対とか約束はできないわけですが、できる限り最善の方法で対応していきたい、それが訴えの提起については反訴も、相手方からの訴えに対しては被告としての応訴だけではなくて、反訴という形でこちらの主張を十分にぶつけながら、いわゆる法廷を戦っていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

下村委員長 吉村始委員。

吉村始委員 私ども市民の立場としましては、大事な税金でございますので、やはりきちっと取り返すために、全力でやっていただきたいというふうに思いますので、ありがとうございました。

下村委員長 ほかに。

増田委員。

増田委員 前回、3月議会のところで、継続という形を、私もその賛成をさせていただいた1人でございますけれども、この間、調査特別委員会で、その前後関係といえますか、なぜこのようなことになったのかということに関しては、非常に有効な調査特別委員会の中でご理解をさせていただいたというのがきょうまででございます。

先ほどの副市長のご説明にもありましたように、私もここに至って、まず住民監査請求にあった不正な事務処理が監査委員の監査の結果、間違った処理であったと。これはもう動かない事実であると、いろんな証票等の確認によって間違ってるよと、これはこのような返還を求める必要があるという、こういうご判断をされて、議会に提出をされたと。

私は、どういうことなんやろうという、3月議会の時点ではそういうことだったんですけど、いろんなお話を聞いて、そういう理由も、この訴えには出てこないんですけども、先ほどからあるようにボーリングの問題、産廃の問題等々があつて、それを処理するためにいろんな手法、3つに分けてというふうなことになったということでございます。

前置きが長くて申しわけございません。それをきょうまでやってきて、今回6月議会で反訴ということが出てまいりました。先ほど説明を聞いておりますと、3月9日、要するに前回の本会議、委員会当日に訴状が届いておったということですね。その3月9日に届いた時点で、反訴をしなければならないということが、そのとき即座にご判断されたら、前回の委員会の中で、会期中にそういう反訴という手段も考えられたのかなと。それはいや急なことで、説明にもございました。いやもうたくさん資料があつて、なかなかとりあえず届いた

というご報告をさせていただきますというふうなことをお聞きした記憶がございます。

ただ、その後、弁護士さん等もご相談をいただいて、先ほどご説明ございましたように、裁判を有利に進めるというふうな解釈でいいかと思えますけれども、反訴という手続をするに至られたと。6月1日のまず議長、副議長、議運の委員長、副委員長と、そのときには総務建設常任委員長もご出席を賜ってましたけど、そのときに私、議運の副委員長として初めてこの反訴という手法でするんだというご提案を聞かせていただきました。

先ほどございましたように、継続審査と言ってる内容に対する変更であれば、それまでの、6月1日までの何らかのこの委員会に対するご説明等があれば、今回もう少し共通認識の中でこの反訴というものに対する理解が深まったのかなというふうにちょっと感じたところでございます。

副市長がお答えいただけるのかどうかかわからないですけれども、6月に至るまで、この反訴というものをやろうという案を、なぜ6月1日までにご決定をなされたのかと、もっと早い時期にご提案いただけたらなというふうに感じるところでございませうけれども、いかがでございませうか。

下村委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

時系列はもう何度も説明をしているとおりでございまして、できる限り丁寧に議会の方にご説明すべきであると、してきたつもりではおりますが、振り返ったときに、じゃあほかに対応がなかったのかと言われれば、それはあったかもしれないなということもございませうので、そのあたりは、ご意見はそのままきちっと受けとめて、今後の対応に生かしてまいりたいと思います。

ただ、多少言いわけさせていただきますと、やはり市側としても、あるいは私といたしましても、これは初めてのことに取り組んでいるわけでございまして、その中でできる限りのスピード感と、それから、やはり間違っただけとはいけないということも含めて、きちっと順番に手順はこなしてきたつもりでございまして、その中で前回の議会のときにも、それまでも、3月の議会の前も含めて、出せる情報は、出せる内容で、できるだけ最速のタイミングで議会に対してはご報告もしてきたと理事者側としては思っておりますが、議員の皆様からすれば、遅いじゃないかとか、これを出せなかったのかとか、そういったことも過去にも、前回の議会でもお問い合わせいただきましたけども、それぞれ理事者側としては最速のタイミングで出せるものは全て出して、できる限り丁寧にご報告してきたつもりではおりますが、それに対して、今いただいた意見ということについては、きちっと重大なものを受けとめまして、今後の対応に反映をさせていきたいと思っております。

以上でございます。

下村委員長 西川委員。

西川委員 たくさん聞いたから、答弁漏れは答弁漏れやけどもね。この監査報告のところに、いずれの7,800万円から二千何万円、いずれの費用がかかると判明したその調査結果をもって、再度BとCが交渉した結果、本来であればBが行うべき収容地内の建物取り壊し、移転先施設

の補償に加え、産業廃棄物の撤去としては2,500万円を支払うことになったと。これを全部入れると2,500万円違うわけですよ。この内容、全部入れると、3,500万円ぐらいになる。そやから、先ほど何で3つとも、柵の郷は3つともに入らへんのやと。いや、不正な会計処理をした部分には柵が出てきてないさかいって言うんか知らんけれども。ここにちゃんと書いてあるのに、何で3つを入れへんのやとさっき聞きましたやん。それが漏れてる。

それと、これは理事者側、行政側がやる話でございますけれども、いろんなこれにかかわって、職員等々告発されておりますが、その誰を告発しているかということとは言えませんということでおっしゃってるんですけれども、僕としては、どうせいずれははっきりしてくるわけでございますから、そのときに重要な役割を果たした当時の建設部長も入ってるんでしょうね。それは答えられへんだら答えられへんでええけども。ちゃんとやっぱりその役割を果たしてるんやから。これは答えられへんのなら答えられへんでよろしいよ。せやけど、3つのやつは何でやねんということだけ。

下村委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

西川委員からの答弁漏れであるというご指摘でございますが、私といたしましては、先ほどのようなご答弁の中で言及したつもりでございますが、7,800万円のお話でございます。これにつきましては、非常にこれは真相の究明に当たって核心の部分であろうかと存じます。その核心の部分に迫るために、いろんなところが、いろんな権限があるところないところが、いろいろございますが、いろんな手段でもって今調査をいたしておるところでございます。

そういった意味では、この訴えの提起につきましても、もしご議決いただいて、裁判の法廷で争われることになれば、それぞれ主張の内容については、主張する側が説明責任があるわけでございますので、そういった裁判の手续を通じて、より真相に迫っていけるかもしれませんし、場合によっては、司直といいますか、警察、検察のもっと強烈的な権限でもって真相に迫っていく部分もあるかもしれませんし、もちろん市の内部でやれることをやっていく中で、もっとわかっていく部分があるかもしれません。

なお、先ほど西川委員が言及されておられました住民監査請求の勧告のうちの7,800万円ということが出てくる箇所でございますが、ちょっと今手元にありませんので確認できておりませんが、私の記憶であれば、住民監査請求の勧告に至る、結論を出すに至る途中の聞き取りの中での証言の一部であったかと思えます。したがって、そのことについて、7,800万円がそれで確定をしたということではなくて、そういったこともやりとりの中であったということも含めて、いろんな結果的には不正な公金の支出に至る原因の1つになったんじゃないだろうかということが言及をされている部分であろうかと思えますので、それは監査の勧告の結果ではないと。今させていただいてるのは、その勧告の結果を受けて、とりあえずは事実関係として違法な公金の支出があったことについての、一連のお金を返してくださいなり、損害賠償をしてくださいということをやろうとしているわけでございます。

それから、もう一つにつきまして、まずは告発の対象者につきましては、これは手続が終わって、刑事的に責任を問われるのかどうかということが判明するまでの間は、これは済み

ませんが個人情報として名前の公表は依然として控えさせていただきたいと存じますので、それに関連するものということで、この場ではお答えできませんというご返事でご了解をいただきたいと思います。

以上でございます。

下村委員長 西川委員。

西川委員 そちら側の訴えのことにに関して、いろいろ考えてやっておられることはよくわかりますので、それはそれでもともと理解をしようと思って特別委員会を立ち上げているわけです。その中で初めてこういうふうなボーリングの結果、こういうのが出てきたから、そしたら、本来は、私の考えは、本来は3つともに柁を入れとかなあかんの違いますか、不当利得なりで訴えるのやったら。それはそう思います。それが入ってないのはおかしいなと思いますよ。

それで、今1つ、それはもうそちらが告発されてる、それがちゃんと表立ってしまうまで、それは言われへんのはようわかりますけれども、ただ重要な役割を果たしている人もやっぱり入ってんのかな、告発されてるという分の中に。ちらちら漏れ聞こえてきたら、また秘密をあれしたとかいうて言われたらかわいそうやから言わへんけどね。守秘義務違反やとか言われたらね。

そやけれども、そういうふうなことははっきりとしとかんと。市長が初めに言うてはるように、悪いこともええことも、公平公正にやる言うてんのや。いや違うんかい。違うんやったら言うたらええけどな。そういうふうなことやから、そんなの言われへんの、ようわかったるさかい。そこを念を押しただけのことでございます。私はもうこれで。まあまあ今のところ、考えつくところの質問はこんなものですわ。

下村委員長 ほかに。

川村委員。

川村委員 この間、議第15号、議第16号、そして、今回上程されました議第41号、議第42号の、一旦議第17号を取り下げた訴えの提起、反訴の提起についてでございますが、きょう皆さんのご意見、理事者の答弁等を最後に聞かせていただいて、少々かぶるところもあるかもしれませんが、私なりに確認をさせていただきたい点がございますので、よろしくお願ひいたします。

そもそも、この訴えの提起の3つが出てきた経緯は、住民5名の方の住民監査請求によりまして、監査勧告が全く検討のない、不当な公費の支出というような結果を踏まえて、監査をされる方たちが非常にいろんなことをヒアリングしていただいたということにつきまして、監査報告に基づいた監査の勧告どおりであるんだろうなというふうに私は思っております。監査請求をされた方も、この不正について、この事実について、市民として許されないというような内容で訴えを起こされたら、監査請求をされたという背景につきましても、もう一定の理解をさせていただいてるつもりでございます。

ただ、今回の流れの中で、住民監査によって勧告をされた、それに基づいて市は粛々と監査の勧告どおりに訴えを起こしていくという手順を踏むというふうに今もご答弁なさいました。私は、このやり方について異論はありません。法的にも、このやり方がいいというか、間違いではないということについては理解させていただきます。

ただ、この継続審議をした我々議会の立場は、民事訴訟である、今回はこれは刑事訴訟じゃなくて民事訴訟であります、議会がしっかりとこの議決をするのに調査をしていくという、この責務は非常に重大なものだと考えておりますので、我々も継続審議をして、しっかりと調査をしていくということの中で、別にあります道の駅の特別委員会等でそういった重なる部分もありますので、我々の独自の調査と、そして、そこに当たるいろいろな我々の質疑に対して答えていただいた、前回協議会で職員の皆さん方にいろいろとこの不正な支出に係るどういった背景があったか、どういった事情があったかということをしかりと質問をさせていただきます。

ただ、まだ職員サイド、そのときは9名ほどいただきましたけれども、まだ私は道半ばだと思っております。と言いますのは、そこに指示命令をした当時の上司、その方たちのヒアリング、また、今、業者に訴えの提起を起こしておりますが、業者のそういった方たちとのヒアリング、ヒアリングというか、私たち議会がその方たちにやはり参考人で来ていただくような行程を踏まなければ何もわからないと思っております。監査の勧告ははっきりと、そういった書類が見当たらない、ここについては、なぜ見当たらないかという背景を我々議会はしっかりと周知して、この議会の議決がそんなに簡単なものではないというんですか、やっぱり政治的な判断をここに下していかないといけないのではないかと。

手続上、この訴えを起こさなければならぬと勧告があつて、市長サイドで市政検討委員会というものを多く持っていただきました。市長の諮問機関である市政検討委員会で多くの答申が出ていたと思います。その答申の中にも、当時のトップである市長、副市長に聞きなさいという答申がしっかりと書かれていたと思います。今、私が非常に不足すると思う点は、この調査が進むに当たって、書面は出てこないにしても、当時の状況を聞くという役目はまだまだ欠けていると思っておりますので、私はこの今回の継続審議、また、改めて出されたこの反訴の提起、議第41号の訴えの提起につきましては、ちょっと外れますけれども、取り下げの手続につきましては、例えば法的にこれが間違いがないのか、私自身もそれについてはもっと核心的な答えをいただきたいところなんです、先ほど来出てる、併合できる裁判になるのか、また、これがこの訴え方でよいのかというのは、監査の勧告に基づく訴えというところから順々に進めていくとおっしゃってたこのやり方がいいのかなと。

というのは、やはり裁判というのは費用もかかります。市民の税金を使って裁判をしていかないといけない。粛々と1個ずつやっていく手順がいいのかということに、私はちょっと疑問を感じています。やはり、しっかりと全体像を見きわめた上で、本当に何を訴えなければならないかということをしかりと抽出していかなければならないのじゃないかなと。今のこの訴え方が悪いと言うてるものではありません。ただ、時期尚早ではないのかなと思えます。

ですから、今、7,800万円という産廃に係るいろんな、ごみが出てきたということも、監査の内容から少し足りない情報ではないのかなと。これをこれから粛々と調査を進める我々議会の役目というのは十分あると思っておりますので、私たちはこの判断を司法に任せといたらすえやないのというようなわけには、私はいかないと思っております。やっぱり責任ある議決で

す。民事訴訟については、責任ある議決をしなければならないと思っておりますので、更に調査を継続してやっていただきたいと思えます。それは、今、きょうも道の駅の皆さん方が、役員の皆様に来ていただいています。道の駅が悪いイメージになっていくようなことでは、我々が道の駅を推進した議員の1人ですので、道の駅は何のためにつくったか、雇用を創出する、そして、観光情報を提供する場として大きな位置づけにある、この道の駅のイメージをしっかりと責任ある運びで裁判に持って行っていただきたいという思いがありますので、やはり今、この段階で、私、先日協議会で顧問弁護士である川崎弁護士にいろいろ聞きたい、そんな機会をつくってほしいとも願いました。

しかし、そういった大変な急務を要する中で、それができないこの委員会であったと思いますが、私は、それに焦って、これについて判断をすることは私自身はできません。ですから、やはり継続をそのままして、もっとしっかりと調査を続行していただきたいと思えます。いろんな疑問があります。それは先ほど皆さんがおっしゃっていただきましたので、私は割愛させていただきますけれども、やはりまだまだ道半ばの調査ではないかなと思えますので、私は継続を求めたいと思えます。

下村委員長 ただいま委員から閉会中の継続審査の取扱いをするべきという申し入れがございました。
(発言する者あり)

川村委員 もう少し皆さんの意見を聞かせてください。私の意見ですので。
(「動議じゃないんですか」の声あり)

川村委員 そこまでは思っていないです。私の意見です。

下村委員長 ほかに質疑はございませんか。

松林委員。

松林委員 反訴の提起に至るまでの一連の背景といたしまして、そもそも3月議会にて総務建設常任委員会に付託されました訴えの提起3議案でございますけれども、当然、監査請求のその結果もさまざまな角度で検証し、恐らくこの結果に間違いではないであろうということも検証しながらでございますけれども、今後の再発防止策を検討するためにも、なぜこのようなことが行われたのか、このような不正な事務処理が行われたのかという、この実態をつかむために、検証するためにも、継続審査としてまいりました。

この数カ月間、本当にさまざまな関係者の皆様からのお話もお聞きしまして、検証また議論も交わしながら、恐らく議員各位におかれまして、なぜこのような不正が行われたのかという、この実感をそれぞれ一様に感じとってもらえたのではないかなと、私も含めまして、そのように感ずるところでございます。今後は、これらの感じとったものを再発防止のためにぜひとも生かしてまいりたいと、このように思うところでございます。

この3議案の中の1つである議第17号の訴えの提起の可決をもって訴訟を起し、本来、この訴えるべき相手により、逆に葛城市が先にこの訴訟を起されたこと、現在、この本訴、向こう側からすれば本訴に対して、葛城市が応訴という形で訴訟に応じておられるということでございますけれども、今回、葛城市はこのことに対しまして反訴の提起をされて、反訴の形で訴訟を起すという、このことに対しまして、本当にどういうふうな、この反訴が妥

当かどうかという、この部分です。この反訴の妥当性、ここらをもう一度、先ほどもるる副市長の方からもありましたけど、もう一度、この反訴に応ずるといふ、反訴で迎えると、反訴をするといふことの妥当性をもう一度わかりやすくご説明をいただければ。お願いいたします。

下村委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

裁判の手續自体も、あるいは、その対象としている内容自体も、非常に多岐にわたっておりますので、そこは丁寧な説明が必要かなと存じますので、多少重複する部分があるかもしれませんが、もう一度説明させていただきます。

まずは、これは民事訴訟でございますので、現在裁判所には相手方の主張だけが行っております。それに対しまして、これもまた民事訴訟でありますので、例えば刑法であれば、これに反したらこんな刑罰をやると書いてあるわけですが、民事訴訟でありますから、その内容につきましては、一方の主張のみで全貌が見えて判断できる場合も、それはあるかもしれませんが、今回のケースのように、主張が食い違う場合には、それぞれの主張を届ける必要がある。

そういった意味では、まずは、一番必要なのは、議第17号でやろうとしております、その住民監査請求の勧告のうちの、その2,500万円の違法な支出について、これがどういう背景でどんなお金の種類であるから、損害賠償あるいは不当利得の返還請求を求めるといったところについての市側の主張全体を、まずは、これは正しく裁判所にお届けする必要がありますが、当然、これについても市側の主張としては、今は届いておりません。柘の郷の見方、柘の郷の言い分としての主張しか届いておりませんから、まずは、議第17号で議決を求めております訴えの提起の内容全体、これは正しく裁判所にお届けをする必要がある。これはもう大前提としてあると考えております。

それに加えて、相手方の見方で相手方の主張として訴えが既にされておりますから、その内容について、いえいえそこは、その内容は違うんですよ、こうなんですよという反訴という内容を加えた形で裁判を争っていききたい、戦っていききたいと考えているところでございますので、そういった意味で反訴という形が必要であると。こういったやり方がこういった裁判で、もちろん将来のことを断言はできませんが、負けずにしっかりと市側の主張を通していくためには、こういった反訴の形を加えてやるべきであるといふのは、市側の顧問弁護士の意見でございます。

それから、先ほど川村委員のご発言、質問ではなかったわけでございますのでご答弁申し上げておりませんが、顧問弁護士につきましては、即断即決でいつでもいいよというわけにはまいりませんが、必要があれば、それは説明はさせていただくといふことは申しておりますので、できないというお答えは前回もしておりませんし、都合は伺ってみるといったご答弁を当時、私、申し上げたと思っておりますが、それにつきましては、日時があれば、あらかじめ調整できれば、ご出席してはいただけるというふう聞いております。

以上でございます。

下村委員長 松林委員。

松林委員 言うならば、反訴する側の反訴の請求、それと、向こうの出されております本訴の請求含めまして、より全体観に立った併合審理がなされて、司法の手によりまして、公正公平でより厳正な審判が下されるという、このことが期待できるという、こういう意味合いで反訴という形ということで理解してよろしいのでしょうか。わかりました。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようですので、ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11時56分

再 開 午後 1時30分

下村委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど増田委員から、議第35号に関連する防災行政無線の戸別受信機の事業所の無償貸与件数ということで問い合わせがありまして、担当課から皆さんに配付させてもらっておりますので、ご了承のほどお願い申し上げます。

それでは、これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

まず、議第15号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第15号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第15号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第16号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第16号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第16号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第41号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第41号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第41号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第42号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第42号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第42号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第40号、平成30年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決についてを議題といたします。なお、本案につきましては、分割付託をされておりますので、本委員会の関係部分につき、提案者の内容説明を求めます。

吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部長の吉村でございます。

それでは、ただいま上程になっております議第40号、平成30年度葛城市一般会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

まず初めに、補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。平成30年度葛城市一般会計補正予算（第1号）でございます。まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,115万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145億8,815万6,000円といたすものでございます。なお、補正予算につきましては分割付託されておりますので、当常任委員会に付託されております部分につきましてご説明を申し上げます。

補正予算書の5ページをお開き願います。初めに、歳出の事項別明細書よりご説明をさせていただきます。1款議会費、1項議会費、1目議会費でございます。補正額は193万7,000円で、旧町時代における未処理金調査特別委員会に要する費用弁償、それから、金融機関等の取引履歴証明等発行手数料、それから、会議録作成委託料、弁護士相談委託料に係る経費でございます。

次に、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。補正額は200万円で、法律相談業務等委託料の経費でございます。続く5目電子計算費でございます。補正額が

211万8,000円で、マイナンバー制度における標準レイアウトの変更に係る委託料でございます。続く9目企画費でございます。補正額が1,600万円で、総務省のモデル事業として実施を予定いたしております業務改革モデルプロジェクトに要する経費でございます。

次に、6ページをごらんいただきたいと思います。6ページの7款消防費、1項消防費、2目非常備消防費でございます。補正額が53万7,000円で、消防団員退職報償金に係る経費でございます。

続きまして、歳入に移らせていただきたいと思います。事項別明細書の4ページにお戻りください。13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金でございます。補正額が1,600万円で、先ほど説明いたしました業務改革モデルプロジェクト業務補助金でございます。

次に、17款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金では、補正額が855万8,000円の追加でございます。

次に、19款諸収入、3項雑入、4目雑入でございますが、補正額が46万4,000円で、消防団員退職報償金収入でございます。

以上、本補正予算につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

下村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

川村委員。

川村委員 1点だけ質問をさせていただきます。5ページの歳出の方でございますが、2款総務費、1項総務管理費、一番上の13節委託料200万円につきまして、法律相談業務等委託料ということでございますが、この内訳とか内容についてご説明いただきたいと思います。

下村委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしく申し上げます。

今回、6月補正で要求いたしました200万円につきましてご説明申し上げます。3月議会で上程いたしました、平成30年議第15号及び第16号に係る民事訴訟に係るための弁護士費用の着手金として85万円を再度計上しているものでございます。

そのほか、議第42号で上程させていただきました、社会福祉法人柗の郷が起こした葛城市に対する不当利得返還債務が存在しないことを確認する訴えに対する反訴に係る訴訟費用など、新たに115万円を計上したものでございます。あわせて200万円の補正予算を計上しているものでございます。よろしく願いいたします。

下村委員長 川村委員。

川村委員 要するに、全部で4つの訴えの分であるという内容でよろしいんですね。反訴が115万円かかって、あとの3つは85万円ということの内訳で理解してよろしいのでしょうか。

下村委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 反訴に係る費用のほかに、平成30年2月23日付で起こされました、柗の郷が奈良地方裁判所で起こしました葛城市に債務が存在しないという、返還義務が存在しないという

訴えに対する応訴に対する費用で、3月議会で上程いたしました予算のうちの144万7,200円につきましては、既に執行いたしておりますので、その分を除いた額を今回再度6月議会で計上しているものでございます。

以上でございます。

下村委員長 川村委員。

川村委員 ということは、この19日に裁判があったというふうに聞いてますが、その分については入っているという理解でよろしいんですね。前の2月23日、1回目の公判の分は既に執行されているということで、それはここには含まれないというふうに。

着手金ということで、反訴の提起を今回可決されたと思いますけれども、これの分の反訴がより、先ほど副市長おっしゃっておられましたいろんな切り口を変えて進めていくということでございますので、これは1回の裁判と、これが例えば勝訴か敗訴かということになって、それ以降の裁判については、また違う費用になるというふうに理解をしてるんですが、もう質問できませんので、このぐらいにとどめたいと思います。ありがとうございます。

下村委員長 ほかに質疑は。

松林委員。

松林委員 歳出の項の2款9目企画費のところ、委託料という、1,600万円ほどありますけど、この内訳はどういうような内訳か、ちょっと教えていただけますか。

下村委員長 飯島企画部長。

飯島企画部長 企画部長の飯島でございます。ただいまの松林委員のご質問にお答えいたします。

1,600万円の内訳というところでございますので、まず、大きな項目で2つございまして、1つ目といたしましては、職員が認知していない潜在的な定型業務でありますとか、重複業務、それをAI等で抽出してRPA、ロボティックプロセスオートメーションという、要はプログラムを使って業務を自動化していくような仕組みでございますが、その導入に係る費用が600万円でございます。

あわせて、執務室空間及び文書管理状況の現状分析並びにオフィス改革に向けた指針の作成として1,000万円を計上してございます。

以上でございます。

下村委員長 松林委員。

松林委員 そういことですが、業務のいろんな細々とした事務分掌の取扱いとか等々、業務の見直し、ここら辺のところも含まれるわけですか。システムのいろんなものの。

下村委員長 飯島企画部長。

飯島企画部長 ただいまの松林委員のご質問でございますが、今回計上させていただいた経緯について、ごくごく簡単にご説明させていただきます。平成22年度の機構改革以降でございますが、組織機能の全体的な見直しを実施されていない中で、組織全体におけます新規事業への対応力でありますとか、部局間の業務量に配慮した人員配置でありますとか、庁舎執務空間の活用等に課題があるという認識のもと、平成29年度、昨年度でございますが、全庁的な分析を行っております。

その結果、市の業務に係る全体的な問題が浮上いたしました。この問題点を解決するべく、今後種々の取り組みを進めてまいりたいと考えておりますが、その取り組みの中で、できれば民間事業者の力をお借りしたいものがございまして、この取り組みの費用につきまして、国の補助金を活用する形で想定し、計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

下村委員長 わかりやすい資料というのを配ってもらってますので、色分けもしてるし、できたらこれをもとにちょっと説明していただいた方がわかりやすいんじゃないかなと、ちょっとこっちで考えてるんですけども。

飯島企画部長。

飯島企画部長 企画部長の飯島でございます。

本来であれば、この後の調査案件の中でお示しする予定でございましたけれども、今、委員長のご指示がございましたので、今お手元でございます機動的組織実現に向けた全庁型業務改革という資料がございまして、こちらに沿って説明をさせていただきます。

若干繰り返しになりますけれども、本市におきましては、平成22年度の機構改革以降、組織機能の全体的な見直しを実施されていない中で、組織全体の新規事業の対応力でありましてか、部局間の業務量に配慮した人事配置、庁舎執務空間の活用等に課題があるという認識がございました。そこで、繰り返しますが、平成29年度におきまして全庁的な分析を行っております。

お配りの資料の左上でございますが、平成29年度と書かれた、囲みに書かれた全庁業務棚卸という記載がそれでございます。業務棚卸って、若干難しい表記でございますが、要は職員が年間を通してどれぐらいの業務活動がどのぐらいあるのかということを確認することによって、業務の見える化を行って、業務に係る問題点を抽出して、その後の改善に生かすといった取り組みでございます。

その業務棚卸の結果でございますが、市の業務に係る全体的な問題点が大きく4点浮き彫りになってございます。資料の下の方に、全庁業務棚卸実施による分析結果概要とその実施内容との関連性という、表になっているものがございまして、そちらの問題点の部分をごらんください。

問題点の1点目は、事務分掌規則にひもつかない業務が多いということでございます。新たな行政課題がふえている中で、事務分掌の見直しが行われてこなかったというところによるものでございます。

問題点の2つ目でございますが、業務ごとの作業時間の把握ができていないということでございます。業務ごとの作業時間の把握が正確にできませんと、先ほど申し上げた1点目の問題点と同様、業務改革あるいは機構改革のバックデータとなる業務の定量的な分析の徹底ができないという問題がございまして。

問題点の3つ目といたしましては、新規事業や今後の重点施策に時間がかけられていないということでございます。主に、現在抱えている業務が多いことに起因するものでございますが、さらにその抱えている業務が効率的に行えているかと、または、その更なる効率化が

できるかという課題があるかと存じます。

最後、問題点、4つ目でございますが、2庁舎体制による業務負荷が高く、行政サービスの低下を招いているということでございます。平成16年度の合併以降、本市は2庁舎体制を維持してございますが、それによって、職員が各庁舎に分散して窓口対応業務をしているという実態がございますし、あるいは会議等のために庁舎間移動が必要になっているといった実態がございます。

以上、抽出された問題点を踏まえまして、本市といたしましては、庁内にワーキンググループを立ち上げまして、その下に書かれてます4つの取り組みを進めていきたいと考えております。表の中の全庁業務棚卸実施による分析結果概要と実施内容の関連性の実施項目の部分をごらんください。

問題点の1点目としましては、事務分掌規則にひもづかない業務ということがありましたが、これに対しては、事務分掌規則を現行の業務実態にあわせる形で改正してまいりたいと考えております。こちらにつきましては、昨年度中より取りかかっているものでございます。

問題点の2つ目、業務ごとの作業時間の把握ができていないということに対しましては、今申し上げた事務分掌規則の改正を実施した上で、事務分掌単位の業務時間について、業務日報システムというものを導入して、この業務時間について精緻に把握をしてまいりたいと考えております。

問題点の3つ目でございますが、新規事業や今後の重点施策に時間をかけられていないという問題でございますが、これに対しては、業務フローの作成でありますとか、定型業務のマニュアル化の実施を考えてございます。昨年度行いました全庁業務棚卸を踏まえまして、業務量の特に大きな業務を中心に取り上げまして、個人の資質やOJT、オンザジョブトレーニングで取り組まれている業務の定型化でありますとか、あるいは人事異動のときの引き継ぎ不徹底等による不要な作業の発生の防止など、業務の効率化を徹底してまいりたいと思っております。

なお、こうした業務フローやマニュアルにつきましては、職員に浸透させなければ意味がございませんので、これについては、あわせて関係職員への研修等により利用の徹底を図ってまいりたいと考えております。

最後、問題点の4点目、2庁舎体制による業務負荷が高く、行政サービスの低下を招いていることにつきましては、ICTを活用したワークフロー効率化の検討を考えてございます。あくまで例示でございますが、例えば電子決裁システム導入でありますとか、文書管理システムの導入が庁舎間移動に伴う業務非効率の是正でありますとか、あるいは公文書を参照する際の効率化にどれぐらい寄与するのかということを検討して、次年度以降におきましてICTの導入の指標とさせていただきたいと考えております。

なお、今回計上させていただいてる部分につきましては、これにつけ加えて、民間事業者のお力を借りたいといった内容でございますが、1点目といたしましては、先ほど申し上げました職員が認知していない潜在的定型業務とか、あるいは重複している業務といったものをAIを活用して抽出した上で、RPA、ロボティックプロセスオートメーションという、

先ほど申し上げたシステムの導入を実証できればと考えております。これにつきましては、問題点の関連性としては、この3番目、新規事業や今後の重点施策に時間がかけられていないという問題に対応する方策であると位置づけております。

2点目の、先ほど申し上げた2点目の執務空間及び文書管理状況の現状分析並びにオフィス改革に向けた指針の策定という部分に対応する問題としては、最後の4番目の2庁舎体制による業務負荷が高く、行政サービスの低下を招いているといった問題に位置づけられるかと存じます。

いずれにいたしましても、こちらの示した資料につきましては、今、市として独自に取り組める内容についての記載でございまして、それとは別に、民間事業者の力をお借りしたいという意味で、今回、国の補助金を借りた形での計上をさせていただいております。

以上でございます。

下村委員長 松林委員。

松林委員 業務全般にわたって、そのさまざまな問題を抽出して、改善していくという、そのようなプロジェクトというふうに理解はさせていただいたんですけども、その中で、電子決裁とか、さまざまなそういう取扱いですね、そういう部分。今回、不適切ないろいろ事務処理が行われて、こういう大変なことになったわけではありますけれども、そういうような部分も、このシステムの中になるべくそういう不適切な事務処理ができにくいようなそういうシステム、幾ら立派なシステムを構築したからといっても、それを使う側の人間、モラル、こちら辺がしっかりとしていなければ、倫理観がしっかりとしていなければ、そういう倫理観、それがしっかりと心の中で作動しないわけでありましてね。それにはそういうこともあるんですけど、なるべくやはりそういう処理が、不適切な事務処理ができないような、そういうシステムをまた構築していただけますように、ちょっとよろしくお願い申し上げます。

下村委員長 ほかに質疑はございませんか。

西川委員。

西川委員 質疑というか、この中に、先ほど川村委員が質問されましたね。法律相談、総務管理費の中の200万円。これ、朝から私、いろいろと議論をさせていただきまして、まだ判断ができないということで、この2つに分けるということ自体が本当にそういうことでええんかどうかというふうなことも含めて、判断できないということで私は席を外していたわけですが、この中で、これをずっと、私はほかのものは認めていきますよ。このことについては、私はまだ判断しかねますんで、委員長、私、ちょっと出ますんでね。このことについては、これがはっきりと、補正予算、また9月で出んのんか、またどこで出んのか知りませんが、そのときに、私が午前中質問したことが腑に落ちて、なるほどと思うのであれば、それは認めていきますけれども、このことを今補正予算で上げられてきて、はいそうですかというわけにはいきませんので。ただ、判断つきかねるということでございますので、私はちょっと退席いたします。

下村委員長 ほかに質疑はございませんか。

増田委員。

増田委員 先ほどの関連で、ちょっとお聞きします。このフロー図といいますか、資料の2番目のところで、業務棚卸、申告時間と勤怠実績と、こういうふうには数値化の解離が大きいと、こういうふうなことでした。説明の中では、業務時間を把握してと、こういうご説明でございました。私、業務時間の把握というのがちょっと理解できないんですわ。というのは、表現の仕方を変えるとすれば、業務量の把握と違うかなと。どんだけの仕事量があんのかなと、こういうふうには解釈するので、これはもう同じというふうには解釈していいんですかね。業務の棚卸をするんだといったときに、まずどんだけの仕事量があって、何人かからんとできへんというふうには簡単に理解しようとしたらそうなんだけども、業務時間となると、ちょっとその認識がずれてくるのでわかりにくいんですけども。どういうふうには理解したらいいんですかね。同じやということがあったら、そない言うてもろたらええのやけども。

下村委員長 先ほどこれについて説明してくれということ、後で行財政改革に関する事項についてというのが調査案件で出てきますから、またそこで質問していただいたらいいと思うんですけども、今の増田委員の質問に対してだけ、簡略にちょっと答えていただいたらいいと思うんですけども。

飯島企画部長。

飯島企画部長 企画部長の飯島でございます。

ただいまの増田委員のご質問でございますが、まず、職員の出勤時間・退勤時間につきましては、既に人事課の方でシステムを構築させていただいて、職員がボタンを押す形で把握はしております。

一方、勤務時間の中に具体的にどういう仕事、それは事務分掌にそれぞれぶら下がっている業務でございますが、それが事務分掌ごとに何分とか何時間とか、どれぐらいやっていたのかということについては、現状把握していないと。正確に申し上げますと、昨年度、全庁的な分析の中で、職員個々にアンケートという形で出させてもらったんですけども、その中で、まず事務分掌規則と実際の行っている業務が結びついていないという問題と、あとは、その正確な時間の把握において、ちょっとその正確性に欠いていたといったことがございましたので、まず、その1番目の取り組みとして事務分掌規則を直した上で、その事務分掌規則と実際の勤務時間との対応性というのをもう少し正確に把握したいという趣旨で、今回、業務日報というシステムを導入していきたいと考えてございまして、業務時間というのは、業務量を把握する1つの手法であるという認識のもと、今後進めてまいりたいと考えている次第でございます。

以上です。

下村委員長 増田委員。

増田委員 後ほど行財政改革のお話をしていただけるということで、この続きはそのときよろしくお願ひします。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

吉村始委員。

吉村始委員 7款の消防費、第2項なんですけど、消防団員退職報償金ということで、恐らく当初予定

されていたよりも退団者が出たということで計上されているかと思うんですが、葛城市の安全にかかわることですので、退団者が出た、大体どれぐらい年間見込んでおられるのかということと、それから、それに対してまた補充というか、入団というふうなこともあろうかと思うんですが、大体それが、今年どうかということと、あと見込みとかいうことと、例年どうかと、人数的なこととか、そのあたりお教えいただけたらと思います。

下村委員長 竹本生活安全課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本です。どうぞよろしく申し上げます。ただいまの吉村始委員の質問に答えさせていただきます。

まず、今回退団者2名は、当初予算要求後、3月になりまして、市内にお勤めされておりました、退職されまして、その方が市外に在住の方でしたので、消防団員の資格がなくなるということでの退団になりましたのと、もう1名は本人の自己都合により急遽退団になりましたので、今回2名の退団者が3月になって出ましたので、その分の補正をさせていただきます。なお、当初予算では予算要求段階で3名の退団者を予定しておりましたので上げておまして、平成29年度では5名の退団者がありまして、それにかわりまして新入団員は9名の団員が入団いただきましたので、実質、消防団全体としては4名の増となっております。

そうしまして、現在、葛城市の条例での定数が130名に対しまして、男性消防団員116名、女性消防団員12名で、団員総数が128名となっており、ほぼ定数に近い数字で団員の方は活動いただいているところでございます。

今後につきましては、計画的、団員の継続等の意向も確認しながら、不足しないように努めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

下村委員長 吉村始委員。

吉村始委員 丁寧にありがとうございました。

ちょっと、これ、直接予算とは関係ないのかもしれませんが、今の話の続きで、大体どういう形で消防団の方はスカウトといいますか、されているのかなということだけ、簡単でお教えいただけたらと思います。

下村委員長 竹本生活安全課長。

竹本生活安全課長 今の団員の募集に当たりましては、葛城市内に各分団、6分団ございますけど、各分団の方での活動の中で、募集なり、人員等を模索等いただいているところで、今のところ、そういう形での団員と。退団につきましても、そういった消防団、分団の方からの聞き取りにより聞かせていただいた中で、入団・退団という形の手続を進めさせていただいているところでございます。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第40号議案の関係部分を採決いたします。本案の関係部分を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第40号の関係部分は原案のとおり可決することにしたいたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

引き続きまして、本委員会の所管事項の調査案件についてであります。

初めに、尺土駅前周辺整備事業に関する事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告願います。

増井都市整備部長。

増井都市整備部長 都市整備部長の増井でございます。

それでは、調査案件の尺土駅前周辺整備事業に関する事項につきまして、現状の進捗状況と今年度の予定につきましてご報告の方をさせていただきたいと思っております。

一昨日の一般質問で吉村始委員からご質問いただいた中でも回答をさせていただいたところでございますが、昨年度、東西道路、駅改札口から東側の東の川までの間の道路拡幅工事につきまして、本来、昨年度、平成29年度で完了いたす予定でございましたが、2次製品等の発注後、期間を要するというので、やむなく半分の工事で終わらせていただいたところでございます。

本年度は、その北側部分を、昨年度予算を繰越しさせていただきまして拡幅の工事をさせていただき予定でございます。歩道、車道、水路等の整備で工事延長は130メートルを予定しているところでございます。工事完了後、同時に舗装の工事を進めまして、その後、照明灯の設備等の工事を発注し、完了をさせていきたいと思っております。

この照明灯を除く部分につきましては、一昨日も説明させていただきましたとおり、一応9月末の完成見込みで進めてまいります。入札につきましては、今月末に予定をいたしております。また、未買収の用地につきましては、現在も用地交渉を行っておるところでございますが、引き続き努力してまいりたいと思っております。

状況につきましては、現在、以上のところでございます。

下村委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございませんか。

増田委員。

増田委員 吉村始委員の一般質問のところでも聞かせてもらって、ちょっとなぜかなということを感じてる部分がございますので、再度お尋ねします。

駅から東向きの道路につきましては、北と南と、広くするというので、まず線路側の北

側をきれいにしてくれはったと。私は、あの北側半分はもう東の川を越えたところまでの工事は終わってるというふうに認識してるんです。2次製品がおくれているというのは、南側の川をまたぐカルバートの加工がおくれているのかなと。以前に聞いたときは、北半分できたら、まずできた部分の北だけ開通させて、南の工事に入ると。半分だけできたところから使ってもらうねんというふうに解釈してたんですけども、その辺、私の解釈が間違っていたら訂正をしていただけたら結構かと思えますけれども、いかがでございますか。

下村委員長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 ただいまの増田委員のご質問でございます。

まず、昨年度の工事の受注者が、そこで使用する2次製品の発注を行ったわけですが、そちらの2次製品、水路部分の部材でございますが、そちらの全体の数量を発注をいたしましたところ、製造メーカーでは受注生産というところで、それらの部材が入るのに期間を要すということで、要は、製品が入ってこないから工事に、その入ってきた期間から3月の予定しておりました27日までの間に全ての工事を完了することができないという中で、北側半分の施工したという状況でございます。ボックスカルバートについては、そもそももともとからおおむねそれぐらいの期間はかかるということを見込んでおったわけですが、自由勾配の歩道の際につく水路の部分になります部材が期間を要すというところで、北側半分の施工ということで、昨年度分は完了させていただきました。

もう1点でございます。北側部分は完了して、新しくできた方を通行させるんだらうという思いで、吉村始委員もそういう思いで今回の一般質問をされたわけでございます。今、増田委員がおっしゃられたとおりでございます。私たちもできた方を通すのか、もともとの従来の道路の方を通すのか、いろいろと工事の竣工に当たりまして、3月の末に検討をいたしました。しかしながら、どうしても新しいできた方を通すということになりますと、いかんせん、駅前で非常にまたもとの車道に戻さなければならない。駅前の改札口の真南側でございますので、駅利用者等にもやはり交通の安全性が保てない。それと、一部その途中、自転車置き場がございますが、その南側でちょっと段差があって、道幅が狭くなっておりまして、東西の対向に支障が出るということもございましたので、駅前の改札口付近の出入口の取り合いが非常に悪くなるということも考えました中で、小学生の児童等も通学路でございます。子どもさんは新しくできた方の歩道を通っていただいたりとかいうこともいろいろ検討をしたわけですが、まずは駅利用者、また通行される方々の安全性もいろいろ考えた中で、申しわけなかったわけですが、新しくできた方については封鎖をした状態で、もとの道路の方を通行して利用していただいたということで、現在に至っておるところでございます。

今後は南側を当然工事いたしますので、北側を通ってもらうような形をとりながら工事を進めていかなければなりませんので、通行される方々の安全配慮を十分考慮し、検討しながら進めてまいりたいというふうに思っておる次第でございます。

下村委員長 増田委員。

増田委員 わかりました。やっぱり当初はそのつもりやってんけども、北をできてから南をやろうと。

いずれにしても、やっぱり北を通さんと南の工事でけんから、北通ず期間をできるだけ短うしようと、今の方が使い勝手、慣れてくれてはるから、それでできる限り利用して、もう工事、橋をわたすとか、その期間をできるだけ短い期間で北を仮道路として使って開通さそうと、こういうご計画に変更されたということでございますね。やっときょう解明をいたしました。

それと、加工品がおくれたと。当初の計画がおくれたと。これ、民間の建物が、たとえば言うとな商業施設を1カ月完成がおくれてんとなると、大変なことになるんちゃうかなと。公共事業としておくれましてんで、公共事業やっておくてもええんかということにもなりかねますので、私はなぜ加工品がおくれたんかというのは、これは重要な問題やし、やっぱり委託された業者に対してそれなりの問題提起をしておくべきかなというふうに思うんですが、その辺のお考えはいかがですか。

下村委員長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 ただいまの増田委員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

使用する2次製品につきましては、当初設計に見込んでおった2次製品が、私たち、通常であるものであれば、それなりの期間で納品はされてくるのかなという考えでおったわけですが、設計に盛り込まれておった2次製品につきましては、ちょっと特殊なものであるということと、また、それを製造されているメーカー側の、それ以外の製品もつくっておられるわけですが、そちらの製造工程でのライン上の問題というのもあったのかわからないわけですねけども、その納品全てが、やはり受注した数を納めるのに、向こうさんが申し入れられた期間が2月の中旬ぐらいになると、全部が入ってくるのが。そこから全ての工事区間の施工をするのには、やはり施工日数がどうしても足りないということが判明をいたしましたのが3月の上旬でございます。

そこから何ぼ頑張ったかって、今の倍をその期間でできるのかといたら、やはりその辺については無理であろうということも鑑みまして、特に東の川のボッカルについては夜間の工事をしていただいたわけですが、通常は通常の期間の工事期間ということにもなりますので、その辺は受注していただいた工事業者とも協議をさせていただいて、そのような形をとらせていただいたというところでございます。

以上でございます。

下村委員長 増田委員。

増田委員 わかりました。こういう業者さんに対して、約束をしたら、その約束は守ると。約束は守るという習慣をやっぴり業務の中に定着させていただきたいなと、そういうふうにだけお願い申し上げておきたいと思います。

下村委員長 ほかにございませんか。

吉村始委員。

吉村始委員 1つだけ伺います。いつも安全に配慮して工事していただいてありがとうございます。

今後、南側の工事をされるときに、北側の工事をするとき、一時期全面通行どめの期間が短期間でもあったんですが、南側のときもやっぱりそういう期間は発生するものでしょうか。

それだけ、もしわかったら日数等が、大体この程度というのがわかったらお教えいただけたいと思います。

下村委員長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 都市整備部長の増井でございます。ただいまの吉村始委員のご質問にお答えをさせていただきます。

現在、工事の発注で、今月末に発注で業者落札の予定でございますが、一応南側の拡幅につきましては、通行をしてもらいながらする予定をいたしております。先ほど増田委員もおっしゃいましたように、北側の部分を通しながらなんですけれども、若干狭くなっているところもございます。ですから、工事の手順として、まずどのようにやっていくのか。仮に通ず部分についても、真ん中辺についてどのように対処しながら、通行の行き違いもできるような形も考えなければならぬのかなど。

そこにやはり歩行者、特に通学路でもございます。ガードマン等の配置も考えた中で、やはり安全というところを最優先に、駅へのご利用者の方にご迷惑のかからないように。全く昨年みたいに車両通行どめということはない予定でおります。時間的に若干それは工事の中でちょっと通行を待ってもらおうということはあるかと思いますが、一応、基本的には通行をしていただきながら工事を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようであれば、本件につきましては、本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、国鉄・坊城線整備事業に関する事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告願います。

増井都市整備部長。

増井都市整備部長 都市整備部長の増井でございます。

それでは、調査案件2つ目の国鉄・坊城線整備事業に関する事項につきましての現状報告をさせていただきます。

国鉄・坊城線事業につきましては、JRの架道橋の仮設工事等が進められているところでございますが、前回の委員会でも報告させていただきましたとおり、架道橋の仮設部分は完了して、今、その下の部分でございます。従来ございましたボツカルの擁壁部分、北側部分の撤去等を行っていただいたところでございます。これからまたそれに伴って工事が進められてまいるわけでございますが、それと並行して、その下に埋設されております吉野川の分水管、それからガス管、下水道管、水道管、これらの移設・仮設工事を同時に並行して行っていただいております。来年度からの本体の構造物の施工を目指して、今、着実に進めていただいております。

市の工事といたしましては、本年度、国道24号から東側の交差点にかけての拡幅工事、及び国道から西側、イムラ封筒とスーパーの間のイムラ封筒の敷地にかかる部分の拡幅工事を今年度、この後また進めていく準備を行っておるところでございます。国道協議とか、いろ

いろなところの協議に非常に時間を要しておったわけですが、昨年度、国道東側の用地の買収も終わりました、現在、電柱等の移設の協議もしながら、これから工事に向けて行ってきたいというところがございます。

以降、また次回の委員会等でも逐次報告はさせていただきますが、今の時点での報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

下村委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございませんか。

増田委員。

増田委員 以前にも、私、ちょっと一般質問でもこの国鉄・坊城線のことでの質問をさせていただきました。今、ご説明ございましたように、高架橋、それからその西側の拡幅というところまでのご説明はいただきました。東側ですね、笛堂側の部分について、以前にはご説明の中では、用地の提供者に対する、対象者に対する交渉ということも触れられていたというふうに記憶しておりますけれども、昨年ぐらいに地元の方に聞いたところによりますと、まだうちには来てないという方も、その対象となる地権者の中にはおられました。どのぐらい、まだ行ってないというふうな状況もあるのかどうか、その辺のところをお聞かせ願いたい。

下村委員長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 都市整備部長の増井でございます。

ただいまの増田委員のご質問でございます。ちょっと報告漏れしてまして、申しわけございません。用地交渉につきまして、未買収のところ、引き続き努力いたしますということで、前回までは申し上げておったわけですが、JRから東側の部分につきましては行けてない部分でございます。

1名の方のところにつきましては、つい最近でございますが、ちょっと立ち会い等もしていただけた中で、今作業を進めておるところも若干ございますが、広くなってる区画整理の少し東の部分で、今まだちょっと難航しておるところもございまして、それより更に東の部分につきましては、今現在まだ用地交渉等に当たっておらないというのが状況でございます。逐次状況も見ながら、交渉にまた参りたいとは思っておりますが、いろいろと他方面での問題等もございまして、ちょっと行けない理由も若干あるわけですが、また時機を見ながら交渉の方に参っていききたいというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

下村委員長 増田委員。

増田委員 なぜこんなことをお尋ねするかというと、あの道はもうつかんらしいぞとかという、そういうデマまで出回るといふか、飛び交っていると。実際、JRの高架橋につきましても、長期間、要するに笛堂の道としては非常に大事な、あの村に行くためには、そんなに多くの道が国道側から進入路としてないわけなので、非常に不便を来たしておられまして、外観から見ても進んでないように思われたり、あれはあかんの違うかとかいう、そういうことまで言われてるので、計画として必ずこの道をつくるということが決まっておるといふことであれば、ここに道をつけますといふことからでも、具体的な用地買収まで行かなくても、声かけぐらいの訪問はしていただけたらなというふうに思いますので、今後よろしくお願いを申し上げます。

おきます。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようであれば、本件につきましても、本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、行財政改革に関する事項についてを議題といたします。

本件につきまして、先ほど理事者より説明がございましたが、質疑ありますね。

増田委員。

増田委員 こだわって済みませんね、飯島部長。私が先ほどの説明でちょっと聞いて、どうなんかなと思うたのは、業務の量を時間ではかる、これは物差しが目方ではかることもできへんかったら、時間かなとは思うんですけども、先ほど言われたように、この業務にどんだけの時間かかわったかというふうなことが、その業務の時間というふうには、それしか理解できへんと。例えて言うと、非常に効率のよい仕事をする人、効率の悪い仕事をする人、時間ではかかったら同じボリュームの仕事でも3倍かかる、2倍かかる、3分の1で済むという人も、人によっておられると。私、そこをちょっと心配するので、業務量を時間ではかるっていう考え方がどうなんかなと。もう少しわかりやすいといえますか、余りきょうまでやってきていただいたどれだけの時間を要するとかということ为基础として考えられるというのは、ほかに何かもっと近代的な物差しというのがないのかなと。難しいですか、それはちょっと。よろしいですか。

下村委員長 副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

今、増田委員の方から、大変重要なことに言及いただいたのかなと思っておりますが、まずは人事評価とか人事配置とか、そちらの観点では、多少持論も申し上げたいと思いますが、やはり職員一人一人、能力、段取り、それぞれ違いがございますが、まずはそれぞれの職員の能力に応じて、頑張り方といえますか、疲れ方といえますか、発揮度においては、これはできるだけ等しくなるように人事配置をしていきたいと。

当然、能力なり、その得意不得意の分野が違ったりしますから、その結果としてのアウトプットにつきましても、これは違いが出てくるかもしれませんが、それぞれの職員なりに精いっぱい頑張っていたいただいた成果をちゃんと評価をしていかなければいけないと思っておりますが、今回、業務改善全体のシステムとして、企画部長がやりたいと申し上げておいたのは、そもそも全体の業務、仕事の仕方とか、その定員の管理とかにおいて、それをはかったいこうとすると、客観的にどれだけの仕事があつて、職員がそれぞれどんなところに時間がかかっているのかなということをきちっと分析していかないといけないと。それについて、何時に来て何時に帰ったか、これはわかるわけでございますが、その来てから帰るまでの間に一体どんなことで手間取っているのかということも、もう少しその中身をきちっと把握しないと、その先の業務改善につなげていけないので、その部分について引き続きもう少し詳しく調査をしていきたいと、そういったことを申し上げておるわけでございますが、何をしたいとか、どんなことを目指しているかということにつきましても、多分、増田委員お

考えいただいていることと我々がやりたいこととか認識については一致しているのではないかなと思っところでございます。

以上でございます。

下村委員長 増田委員。

増田委員 そういことでございます。例えて言う、1人かかると。これを8時間と見るのか、8時間のうち、どんだけの時間を正味の仕事にかかったかといところまで掘り下げて、仕事量といのははからなんべきかなと。

以前に、山下市長時代に、私もこのよなことを質問した記憶があります。そのときに市長お述べになつたのは、オーバ分、要するに残業量によつてこんだけ足らんといふうな表現をされたときに、私、非常に違和感を感じました。といのは、正規の8時間の中身を分析せんと、オーバ分の超過勤務だけをこんだけ足らんといふうな評価の仕方といのは、分析としては甘いんちゃうかと。8時間の中身を十分に精査する必要があるのちゃうかなといことを述べた記憶がございます。その辺のところも十分ご配慮をいただけるものやといふうに、今の副市長の答弁から、よろしく行財政改革といいますか、全庁型業務改革を進めていただくよういお願い申し上げておきたいと思ひます。

下村委員長 ほかにございせんか。

吉村始委員。

吉村始委員 今の増田委員の話も伺つた上での質問なんです。ちょっと用語の方の確認も含めて3つばかり伺いたいと思ひますが、まず、表の一番右端の上の方、業務の集約化、平準化、標準化云々といふうに書かれている部分なんです、平準化といのは、恐らく職員さんの持つ分量に差があつてはいけな、皆平準化しなきゃいけな。標準化についても、ルーチンの部分についても、平準化することによつて迅速化が図られるのかなといふうに思つたんですが、そのことの確認と、あと、外注化といものが、現時点で業務の外注化といのは何を現時点で想定、こいうものがあり得るといことを想定されているのかといこと。

それから、あと非常勤職員のこがあるんですが、私は非常勤職員といのは、例えば、葛城市の予算はこんだけだから、こんだけしか正職員が雇えないから、あとは非常勤職員でといことは絶対あつてはならなのであつて、客観的に、この業務については、非常にルーチンといか、非常勤職員で十分であると、そちらの方が効率的であつて、そのために正職員の方が効率的に仕事ができると、こいうふな判断でやるべきだろうとは思ひますが、こいうふなことをきちつとしようといされているのか。

あるいは、葛城市において、非常勤と正職員の仕事の、これで分けてるんですよといふうな客観的な指標みたいなのがあれば、それもこつとあわせてお教えいただけたらなといことと、それからもう一つ、業務日報の導入なんです、これもいわゆる作業を数値化するために何らかの合理的なフォーマットみたいなのがあつて、それも短時間で記入できるよなものを想定されているのかと、そのことを3つ伺いたいと思ひます。

下村委員長 飯島企画部長。

飯島企画部長 企画部長の飯島でございます。まず、吉村始委員のご質問のうち、その資料の右上の

平準化と標準化と外注化の3点で。

村始委員 そうですね。平準化と標準化は、私の理解で合うてるのかということと、外注化は将来具体的にどんなものを現時点で想定されているか。

飯島企画部長 まず、平準化につきましては、恐らく委員のご想像のとおりかと思うんですが、現状を見ましても、部署によっては非常に業務量が多くて、残業が多いところと、比較的そうでないところがある中で、それをどれだけ人事異動等、あるいは職員の採用等々、そういった人事の方策によって平たくできるかといった、そういった意味合いでございます。

次の標準化でございますが、これにつきましては、取り組みの中で業務フローの作成とか定型業務のマニュアル化といったものがございますけども、個人の資質でありますとか、個人の能力に依存してその仕事を任せてしまうと、どうしてもその仕事の時間がかかる方とかからない方が出てくる中で、そこを業務マニュアルとか業務フローというのを明らかにすることによって、かつそれをちゃんと職員に徹底させることによって、おおむね全ての職員が大体同じような時間と負荷で取り組めるような、そんな業務があれば、それを平たくしていきたいと、そんな取り組みでございます。

あと、外注化でございますけども、これはまさにこれから業務日報を使って、業務ごとの業務時間、どれぐらいかかっているのか把握していく、まずその作業がございますけども、その業務内容とその業務時間を把握した上で、特にその業務時間が多いところについて、もう少し分析をする中で、もしかしたら1人の職員さんが取り組んでる一部の業務については、職員自身ではなくて、アウトソーシングできるんじゃないかといったような話もございますし、あとは、今、非常勤職員のお話ございましたけども、職員がみずからやっている業務の中で、比較的責任も軽かったりとか、平易なものについては、非常勤職員さんを雇って取り組んでいただいた方が、庁全体としても効率的になる可能性もございますので、そんな意味も込めております。

それから、業務日報の話でございますが、業務日報というと、特に民間企業ですと毎日の起こったりということを詳細に何か書き込むというような、そんなイメージがあるかと思うんですが、こちらで想定している業務日報というのは、先ほど申し上げているとおり、各部署にある事務分掌に対して、それぞれの職員がどれぐらいの時間をかけているのかという時間の把握するためのシステムとお考えいただければと思います。

ですので、この時間とか業務内容についての入力をするのに、例えば何時間もかかってしまうようでは効率化に結びつきませんので、そこは職員の皆様に極力負担がかからないような形の入力ができるようなシステムを考えております。

下村委員長 松山副市長。

松山副市長 あと1点のお尋ね、実は非常に大きな問題かと思いますが、基本的には正職員と非常勤の基準があるのかといったお尋ねであったかなと思っておりますが、そもそも正規の職員全体の定数の管理をどうしていくかということにつきましては、市財政もかかわってくる非常に大きな問題でございまして、東京都のような一部の財源豊かなところを除きましては、全国約1,600ぐらいの地方自治体、どこにおいても、要は地方交付税という形の仕組みの中で、

財源の再配分を受けながらやっておる中で、自由に人をふやしたり減らしたりというのはなかなか難しく、基本的には、国全体の財源配分の流れなども考えながら、あるいは、いろんな基準も示されている中で、その中で定員の管理も考えていかないといけないということで、なかなか一概に簡単にふやしますとか、減らしますとかいう話を、これは正直なかなか簡単に、簡潔には申し上げにくい部分がございますということは、まずご理解いただきたいと思えます。

その上で、責任を負わなくてもいい、非常に単純で定型的な業務につきましては、逆にその身分的にも、その常勤の職員ではなくて、日々雇用職員、一般的に言われるアルバイトのようなご身分の方にもやっていただけるのかな。あるいは、場合によったらアウトソーシングという形で委託をしてもいいのかな。逆に言いますと、そういう部分で判断をして、ある程度包括的に判断をして動かないといけない仕事につきましては、これはやはり常勤の正職員が担っていかなければいけないのかなと思っておりますので、こういった作業を通じまして、そもそもその業務、どんな市役所の業務があるのかということをしちっと把握して、標準化、平準化をしながら、それとあわせて、どういった身分の職員を配置するのが適切であるかということについてもつなげていながら、内容については判断をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

下村委員長 吉村始委員。

吉村始委員 ありがとうございます。今のお話を伺いしながら、本来は、私なんかも予算が限られているからといって、個人個人の職員に、例えば過重な負担をかけて、その人の頑張りによって何とか回していくというのは問題があるかと思いますが、今、副市長の話を伺っております、限られた予算の中でいかに効率よく回していこうとしたときに、そのムラがあったりとか、そういうふうな問題点をきちっと把握することによって、結果的にそれぞれ働いていらっしゃる正職員、あるいは非常勤の方も含めて、その人たちの労働環境をよくしていこうと、そういうふうなことも狙いであるというふうに感じましたが、そのような理解でよろしいでしょうか。

下村委員長 松山副市長。

松山副市長 委員お述べのとおりでございます。

以上でございます。

下村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようであれば、本件につきましても、本日はこの程度にとどめたいと思えます。

最後に、公共バスの運行についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告願います。

高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしく願います。

コミュニティバスの利用状況についてご報告申し上げます。

まず、平成29年度の利用状況について報告します。運行日数が357日、1日当たりの利用者は、環状線ルートが87.27人、ミニバスルートが45.07人、合計で132.34人でした。また、平成28年度の利用状況と比較いたしますと、平成28年度は環状線ルートが86.15人、ミニバスルートが47.14人で、合計133.29人でした。利用者につきましては、若干減少している状況です。

次に、平成29年度の曜日別の利用状況でございますが、月曜日が5,295人、火曜日が7,461人、水曜日が7,328人、木曜日が7,104人、金曜日が7,746人、土曜日が6,648人、日曜日が5,664人となっております。ゆうあいステーション、いきいきセンター、大和高田市立病院がお休みである土日月が少ない傾向でございます。

次に、利用促進に向けての取り組みでございます。利用者からの要望で作成するマイ時刻表につきましては、平成28年11月より発行を行っておりますが、現在49名の方に103件の時刻表を発行しております。また、コミュニティバスを利用いただいた方が、運賃支払済証をご提示していただくと特典を受けることができる「ぐるっとかつらぎ」企画を行っておりますが、現在協力店は昨年の9月の観光シーズンより當麻寺、石光寺の協力をいただきまして、合計11店舗となっております。また、スマートフォンアプリのナビタイムやジョルダンを使用して、コミュニティバスの時刻情報検索も平成29年9月より実施しております。今後も利用者増加のために多角的に検討してまいりたいと考えております。なお、このサービス内容や期間につきましては、ホームページに掲載しております。

平成30年度で運行3年目を迎えましたコミュニティバスにつきましては、今後、路線・運行ルートや運行形態に係る全体的な見直しを平成31年度中に予定しており、地域公共交通活性化協議会において、この検討を進めてまいります。去る6月11日に開催されました地域公共交通活性化協議会におきまして、今後のスケジュール及び住民アンケートの実施方法について、委員間で確認がなされました。今後はアンケート調査や統計データなどの分析結果などから、公共交通の問題点や課題を整理した上で、まずは環状線ルートやミニバスルートの運行内容の見直しを検討し、今の運行形態では解決に至らない地域においては新しい運行形態を検討するという手順で検討を進めてまいります。

以上で報告を終わります。

下村委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようであれば、本件につきましても、本日はこの程度にとどめたいと思います。

最後に、お諮りいたします。尺土駅前周辺整備事業に関する事項について、国鉄・坊城線整備事業に関する事項について、行財政改革に関する事項について及び公共バスの運行については、事業の進捗等に伴い随時委員会を開催し、審査を必要とすることから、議長に対し、それぞれ閉会中の継続審査の申し出をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。よって、これら4件の調査事項については、議長に対し、それ

ぞれ閉会中の継続審査の申し出をいたします。

以上で本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで、委員外議員から発言の申し出があれば許可いたします。ございませんか。

谷原議員。

(谷原議員の発言あり)

下村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

きょうは、皆さん方のご意見、いろんなご意見を頂戴いたしまして本当にありがとうございます。

これをもって総務建設常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午後2時50分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長 下 村 正 樹